

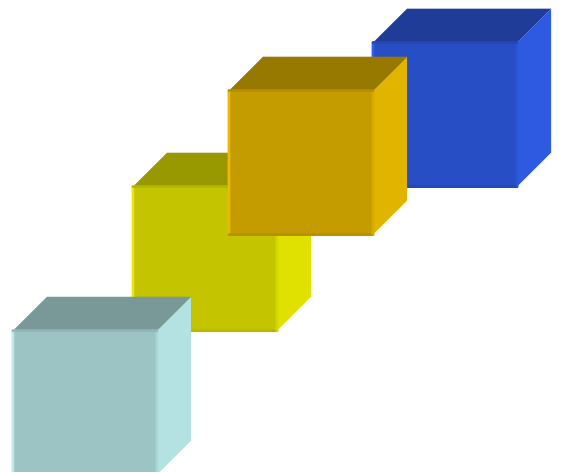


豊島区融資制度検討会報告

～ 豊島区における新たな融資制度の確立に向けて～

平成16年(2004年)12月

豊島区融資制度検討会



は じ め に

豊島区融資制度検討会は、豊島区が実施する制度融資のあり方について検討することを目的に、平成 16 年 7 月に発足した。5 回にわたる真剣な論議の結果、ここに報告書を取りまとめることができた。参画された各委員の協力に対し、会長として改めて御礼を申し上げる次第である。

さて、過去半世紀にわたり基本的な枠組みを変えてこなかった豊島区の融資制度は、社会、経済、金融情勢が大きく変化するなか、時代の要請に応え得る制度として抜本的な見直しが必要となっている。

そのため、検討会では、資金種別、協定利率、利子補給、取り扱い金融機関などについて、現状の仕組みを今日的な視点で見直すとともに、中小企業金融を巡る新たな動向をも見据え、中小事業者の資金需要に対応できる制度の導入についても検討することとした。同時に基礎的な自治体である豊島区が中小企業の資金調達に果たす役割を改めて整理し、その意義についても再定義することとした。

この結果、資金種別の簡素化、協定利率の明確化、利子補給の重点化などを提起するとともに、区の独自債務保証による既存事業者への支援、資金調達の円滑化に資する経営事業計画の策定支援など、新たな方策についても提起することとした。

今後これらの事項が具体的な施策として実施され、中小事業者の資金調達の円滑化に寄与できるよう切望するものである。

検討会は、学識経験者、金融機関代表、産業界代表、行政の代表によって構成され、議論が進むにつれ、かなり白熱した論議が展開された。このような論議により、地域経済における中小企業の重要性と地域金融の役割が改めて再認識され、参画された各委員にとっても有益であったにちがいないと確信している。

これからもこのような機会を設け、経済状況、金融情勢に適合した制度として運営され続けることを希望しておきたい。

融資制度は、行政が担う中小企業振興施策において大きな役割を果たすものであるが、財政負担などの面において、他の中小企業振興施策との調和を保ちながら、全体として多様で有効な中小企業振興施策が展開されるべきであると考えている。

また、行政にあっては、産業界の実情を常に注視し、要望等に耳を傾けるとともに、地域金融機関との連携を更に緊密にして、活力のある地域社会の再生に向け積極的な役割を果たすことを期待し、挨拶とさせていただきます。

平成 16 年 12 月 17 日

豊島区融資制度検討会

会 長 山 口 義 行

豊島区融資制度検討会報告 目次

第1章 融資制度の意義・役割

1 現状と課題

- (1) 中小企業を巡る経営環境の変化と現状認識・・・・・・・・・・ 2
- (2) 中小企業金融の変化と現状・・・・・・・・・・ 5
- (3) 区における産業振興施策の現状・・・・・・・・・・ 8
- (4) 融資制度の現状と課題・・・・・・・・・・ 9

2 新しい融資制度のあり方

- (1) 中小企業金融円滑化に対する基礎的自治体の役割・・・・・・・・ 13
- (2) 基礎的自治体の役割を踏まえた制度の方向性・・・・・・・・ 16

第2章 融資資金

1 資金種別

- (1) 現状の問題点と資金種別のあり方・・・・・・・・・・ 18
- (2) 政策目的と資金種別・・・・・・・・・・ 21

2 融資期間

- (1) 利用しやすい期間設定のあり方・・・・・・・・・・ 23
- (2) 設定すべき融資期間・・・・・・・・・・ 25

3 協定利率

- (1) 協定利率の現状と課題・・・・・・・・・・ 26
- (2) 協定利率のあり方と基本ルール・・・・・・・・・・ 27

4 利子補給（マル経融資を含む）

- (1) 利子補給の現状と課題・・・・・・・・・・ 28
- (2) これからの利子補給の役割とあり方・・・・・・・・・・ 30
- (3) 限度額、借り換え制度について・・・・・・・・・・ 32

5 預託金

- (1) 預託金の意義と必要性・・・・・・・・・・ 33
- (2) 預託金の取り扱い・・・・・・・・・・ 35

第3章 取り扱い金融機関

1 現状と課題

- (1) 取り扱いを地域金融機関に限定してきた意義・・・・・・・・・・ 37
- (2) 制度融資の改善を見据えた課題・・・・・・・・・・ 40

2 今後の方向性

- (1) 改善の方向性・・・・・・・・・・ 41
- (2) 都市銀行への取り扱いの拡大・・・・・・・・・・ 41

第4章 中小企業金融の動向と区への対応

1 新たな取り組みとその評価

- (1) 資金調達円滑化に関する地域金融機関、自治体の取り組み事例・・・・ 43
- (2) 有効性等の視点からみた取り組み事例の評価・・・・・・・・・・ 49

2 資金調達円滑化に資する新たな方策

- (1) 資金調達円滑化に果たす基礎的自治体の役割・・・・・・・・・・ 50
- (2) 豊島区が採用を検討すべき新たな方策・・・・・・・・・・ 51

第5章 その他

1 融資制度等の事業効果測定

- (1) 事業効果把握の現状と課題・・・・・・・・・・ 53
- (2) 事業効果測定の考え方と具体的な手法・・・・・・・・・・ 55

2 金融相談のあり方

- (1) 金融相談の現状と課題・・・・・・・・・・ 56
- (2) これからの金融相談のあり方・・・・・・・・・・ 57

参考資料

- 1 豊島区融資制度検討会 設置要綱
- 2 豊島区融資制度検討会 委員名簿
- 3 豊島区融資制度検討会 検討経過



第1章

融資制度の意義・役割

- 1 現状と課題
- 2 新しい融資制度のあり方

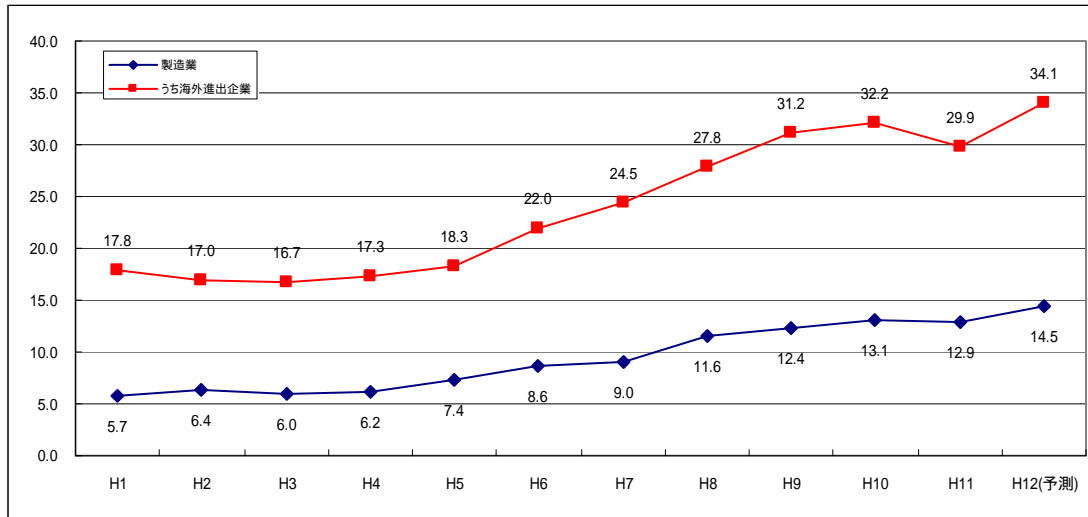
1. 現状と課題

(1) 中小企業を巡る経営環境の変化と現状認識

< 社会、経済の大きな変化 >

日本社会および経済を取り巻く環境は、人口の少子高齢化、経済のグローバル化、IT技術の普及、環境保全意識の高まりなど大きく変化しつつあり、それらを背景に産業構造の変化と質的転換が進んでいる。

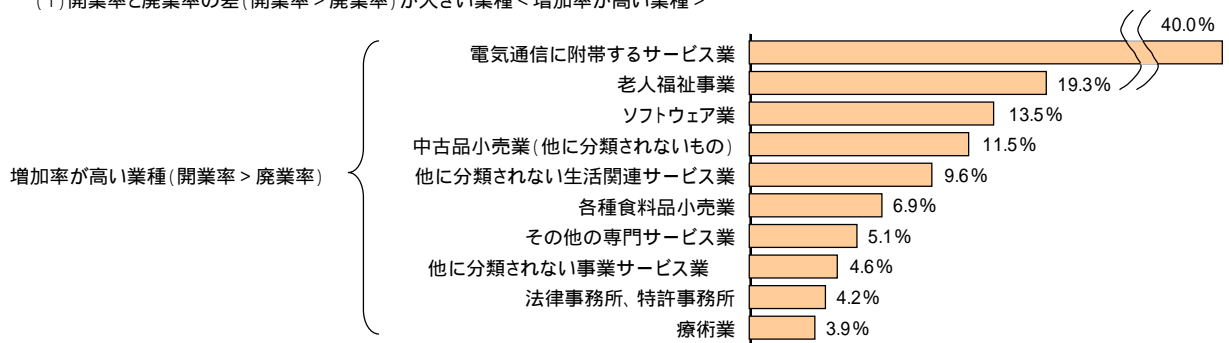
< 図表 1 - 1 > わが国の製造業の海外生産比率



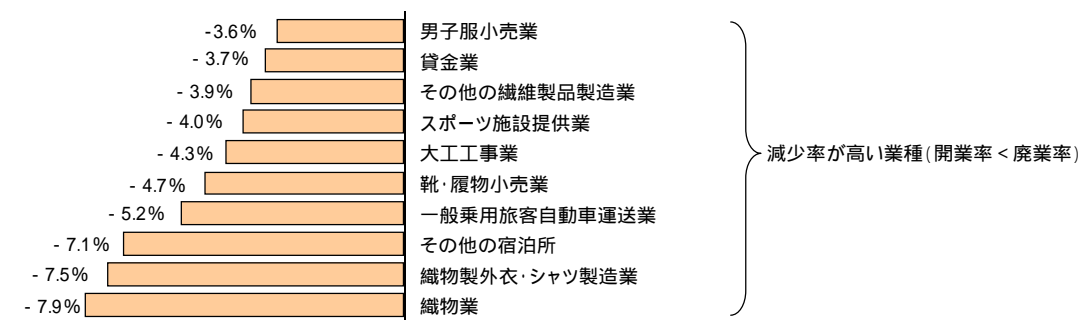
出典：平成14年6月 経済産業省「製造基盤白書」より

< 図表 1 - 2 > 企業の市場参入・退出により生じる産業構造の変化

(1) 開業率と廃業率の差 (開業率 > 廃業率) が大きい業種 < 増加率が高い業種 >



(2) 開業率と廃業率の差 (開業率 < 廃業率) が大きい業種 < 減少率が高い業種 >

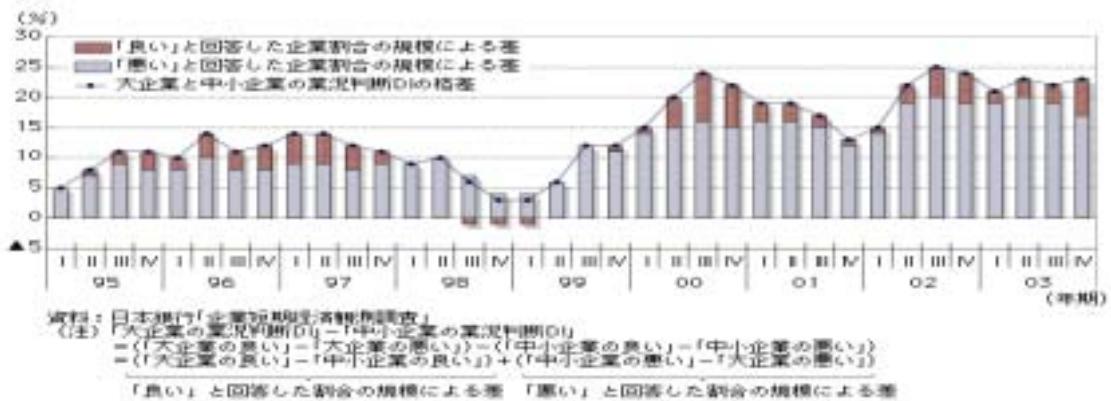


出典：総務省「事業所・企業統計調査」より

<景況の動向>

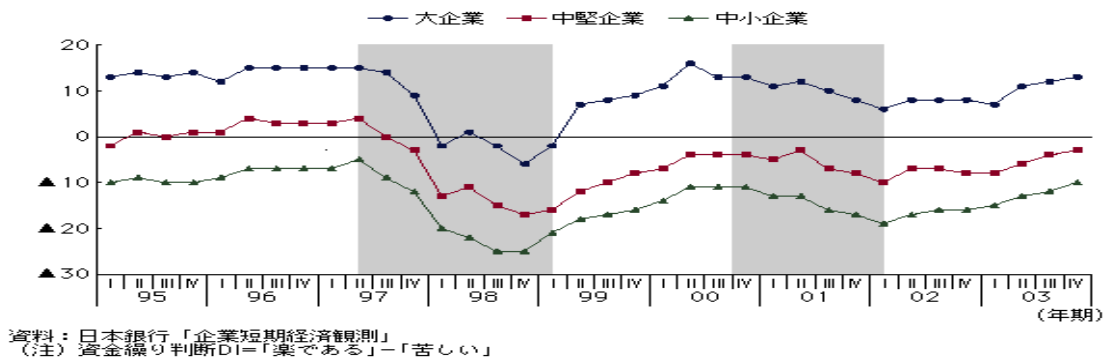
90年代のいわゆる「失われた10年」を経て、今日の日本経済には徐々にではあるが景気回復の兆しが現れている。しかしながら、景気回復の中心に位置するのは大企業であって、中小企業の景況感は大企業に比べ遅れており、その傾向は特にサービス業において顕著となっている。

<図表1-3> 業況判断DIの規模間格差の要因分解

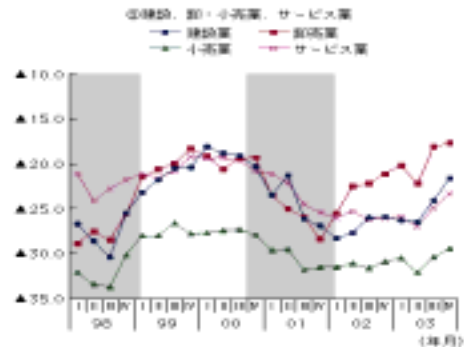
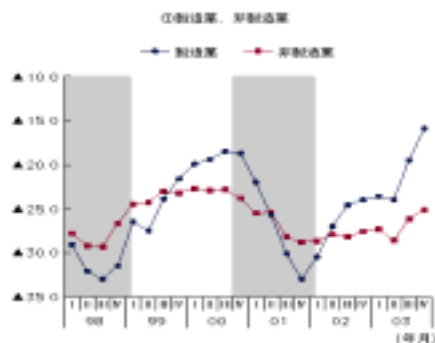


出典：平成16年度 中小企業白書より

<図表1-4> 資金繰り判断DIの推移(全産業)



中小企業の資金繰りDIの推移



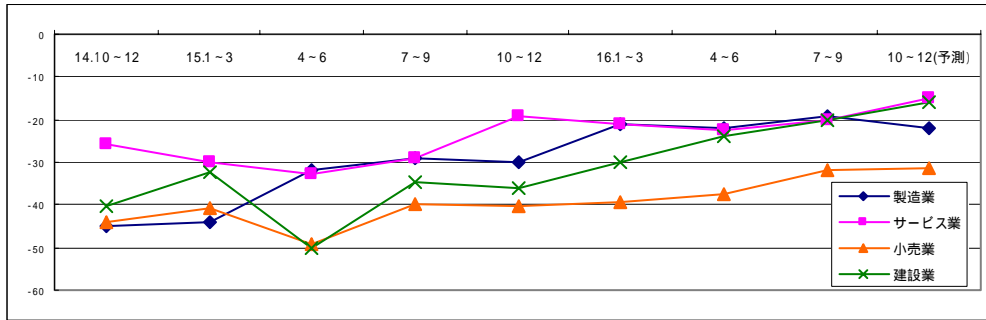
出典：平成16年度 中小企業白書より

現状と課題

< 豊島区における中小企業を巡る変化 >

事業所数が減少し、販売・出荷額も低迷しており、地域経済の活力が低下している。また、景況感も依然として低迷している。他方で大規模商業施設を中心とした商業、情報関連業の新たな集積などは中小企業の再生・活性化の可能性を拡大させている。

< 図表 1 - 5 > 景況調査 (平成 16 年 7 ~ 9 月期)



出典：豊島区中小企業の景況(平成 16 年 7 ~ 9 月期)

< 図表 1 - 6 > 豊島区の事業所統計

	平成 14 年度				平成 9 年度				伸び率	
	事業所数	割合	従業員数	割合	事業所数	割合	従業員数	割合	事業所数	従業員数
総数	20,069	100.00%	244,564	100.00%	23,685	100.00%	274,184	100.00%	-15.27%	-10.80%
漁業	6	0.03%	26	0.01%	4	0.02%	32	0.01%	50.00%	-18.75%
鉱業	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	-	-
建設業	1,105	5.51%	14,041	5.74%	1,419	5.99%	18,319	6.68%	-22.13%	-23.35%
製造業	1,284	6.40%	17,244	7.05%	1,942	8.20%	23,464	8.56%	-33.88%	-26.51%
電気・ガス・熱供給、水道業	10	0.05%	1,185	0.48%	12	0.05%	1,214	0.44%	-16.67%	-2.39%
情報通信業	735	3.66%	22,564	9.23%	477	2.01%	12,969	4.73%	54.09%	73.98%
運輸業	255	1.27%	4,426	1.81%	559	2.36%	13,740	5.01%	-54.38%	-67.79%
卸売小売業	5,125	25.54%	50,749	20.75%	6,174	26.07%	62,225	22.69%	-16.99%	-18.44%
金融保険業	456	2.27%		0.00%	622	2.63%	16,736	6.10%	-26.69%	-100.00%
不動産業	1,629	8.12%	7,987	3.27%	1,758	7.42%	9,280	3.38%	-7.34%	-13.93%
飲食店宿泊業	3,330	16.59%	28,530	11.67%	4,118	17.39%	35,908	13.10%	-19.14%	-20.55%
医療・福祉	1,028	5.12%	12,110	4.95%	982	4.15%	11,904	4.34%	4.68%	1.73%
教育学習支援	588	2.93%	11,666	4.77%	258	1.09%	11,268	4.11%	127.91%	3.53%
複合サービス	75	0.37%	1,552	0.63%	33	0.14%	249	0.09%	127.27%	523.29%
サービス業(他に分類されない)	4,415	22.00%	56,290	23.02%	5,288	22.33%	53,393	19.47%	-16.51%	5.43%
公務	28	0.14%	3,555	1.45%	39	0.16%	3,483	1.27%	-28.21%	2.07%

< 図表 1 - 7 > 豊島区の商業・工業統計

商業統計調査

	平成 9 年度		平成 14 年度	
	販売額(万円)		販売額(万円)	増減額
総数	218,048,500		212,020,900	-6,027,600
卸売業	120,215,100		125,894,900	5,679,800
小売業	97,833,400		86,126,000	-11,707,400

工業統計調査

平成 12 年		平成 13 年	
出荷額等(万円)		出荷額等(万円)	増減額
17,469,124		16,034,617	-1,434,507

平成 12 年		平成 13 年	
付加価値額(万円)		付加価値額(万円)	増減額
8,658,863		8,200,936	-457,927

出典：平成 14 年度 商業統計及び平成 13 年度 事業所・企業統計調査報告

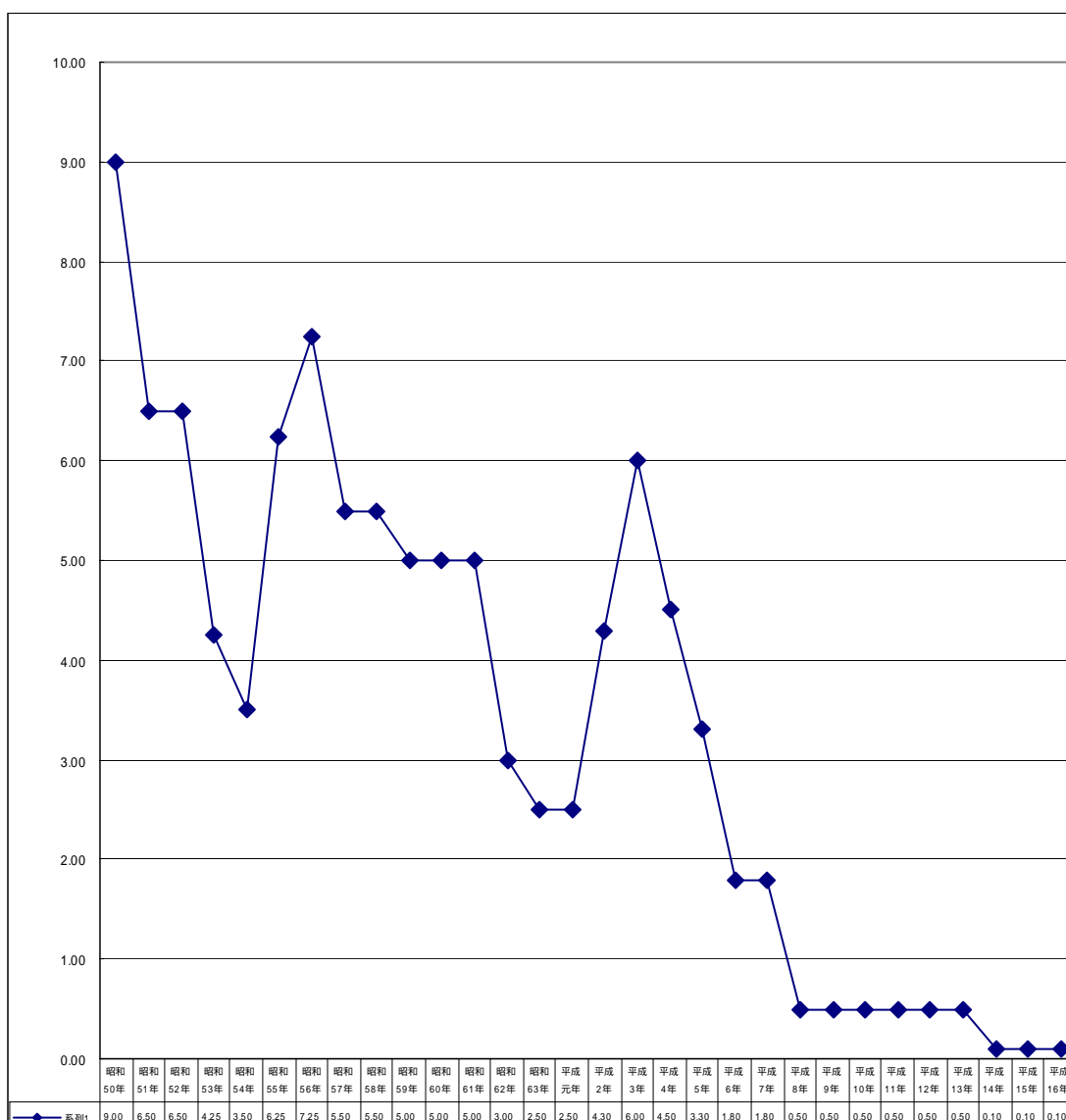
(2) 中小企業金融の変化と現状

<金融システム不安と超低金利の継続>

バブル経済の崩壊とこれに続く経済の長期不振、多額の不良債権の発生、さらには会計基準の変更等は、金融機関の経営を圧迫するとともに、国内の金融不安を発生・助長させる結果となった。また、景気対策として講じられた金融政策は、これまで経験したことのない超低金利状況を生み出し、現在も継続している。こうした金融をめぐる環境は、かつてない規模とスピードで中小企業金融に変化をもたらしている。

<図表1 - 8> 公定歩合の推移

単位：%



< 「金融改革」と中小企業金融への影響 >

金融システム不安の解消と金融機関の健全経営を確保するために、ここ数年急速に金融制度改革が推し進められてきた。

具体的には、2002年10月に金融庁によって公表された「金融再生プログラム」によって、金融機関における「資産査定厳格化」、「自己資本の充実」、「ガバナンスの強化」などの点について取り組まれた。ところがこの過程が進行するなかで、金融機関による「貸し渋り」、「貸し剥がし」などが社会問題となった。この要因として、財務検査の画一化などが指摘された。

このため、2004年2月、金融庁は「金融検査マニュアル別冊〔中小企業編〕」を取りまとめ、このなかで金融機関が債務者区分を判断するに当たり「経営実態を踏まえた適正かつ総合的な判断」をすることが求められ、既存の金融検査マニュアルの「機械的・画一的適用」を求めないことを明示し、「貸し渋り」や「貸し剥がし」の防止に努めることになった。特に中小企業等の債務者区分にあたっては、「財務面における代表者等との一体性、企業の技術力、販売力や経営者本人の信用力等」を検査の際にきめ細かく検証する必要性が強調された。

また、2003年3月に「リレーションシップバンキング機能強化に向けて」と題された金融制度審議会の報告がなされた。この中で、リレーションシップバンキングとは「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」であるとの一般的定義を紹介し、「貸出に当たっての審査コスト等が軽減されることにより金融の円滑が図られる、信用リスクを適切に反映した貸出の実施や借り手の業績が悪化した場合の適切な再生支援等により貸し手、借り手双方の健全性の確保が図られる」という効果が期待されるとした。また、この報告の中で地域金融に対し、「リレーションシップバンキング機能強化計画」の策定を促し、中小企業向け融資の円滑化をはかることとなった。

< 図表 1 - 9 > 金融改革の動向

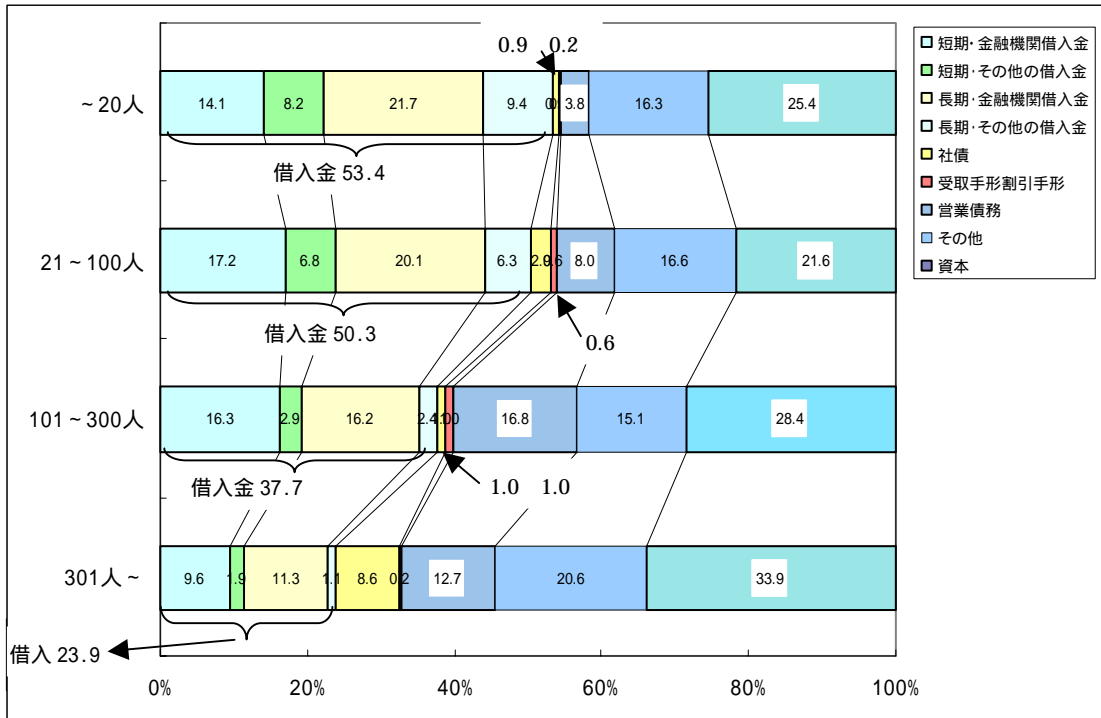
時期	主な出来事等	内容	発行
平成12年 6月	「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」公表		金融審議会
平成14年 2月	「早急に取り組むべきデフレ対策」とりまとめ		経済財政諮問会議
	10月 金融再生プログラム	資産査定厳格化 自己資本の充実 ガバナンスの強化	金融庁
平成15年 3月	リレーションシップバンキング機能強化に向けて	金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデルである	金融制度審議会
平成16年 2月	金融検査マニュアル別冊（中小企業編）	経営実態を踏まえた適正かつ総合的な判断 機械的・画一的適用を求めない 財務面における代表者等との一体性、企業の技術力、販売力や経営者本人の信用力等を細かく検証	金融庁

現状と課題

< 借入金に依存する中小企業体質の継続 >

以上のような経済、金融の大きな変化のなかで、小規模・零細事業者の借入体質は依然として継続している。このことは、前出「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」及び、中小企業庁の『中小企業白書』においても指摘されているところである。したがって、中小企業の経営にとって、資金の円滑な確保は最も重要な課題となっている。

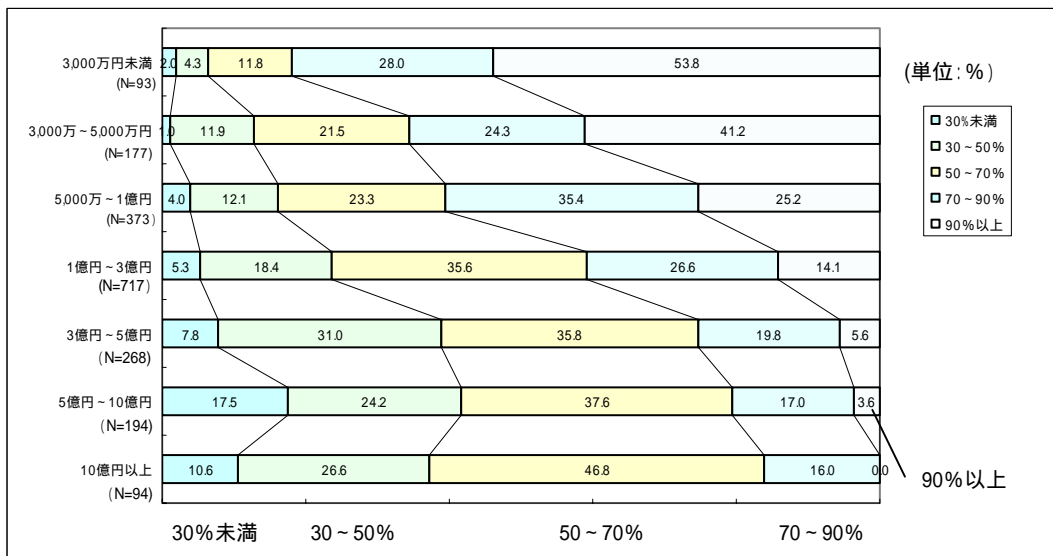
< 図表 1 - 10 > 資金調達構造 (平成14年度・従業員規模別)



資料：財務省「法人企業統計年報」(02年度版)再編加工 (注1)各項目の構成比率は分母を負債+資本+割引手形残高として算出

(注2)営業債務(企業間)信用は支払手形+買掛金、その他は引当金などの残高

< 図表 1 - 11 > 売上高別にみた借入依存度



出典：国民生活金融公庫総合研究所「中小企業の銀行借入れに関する実態調査」より

現状と課題

(3) 区における産業振興施策の現状

< 産業振興施策の新たな位置づけ >

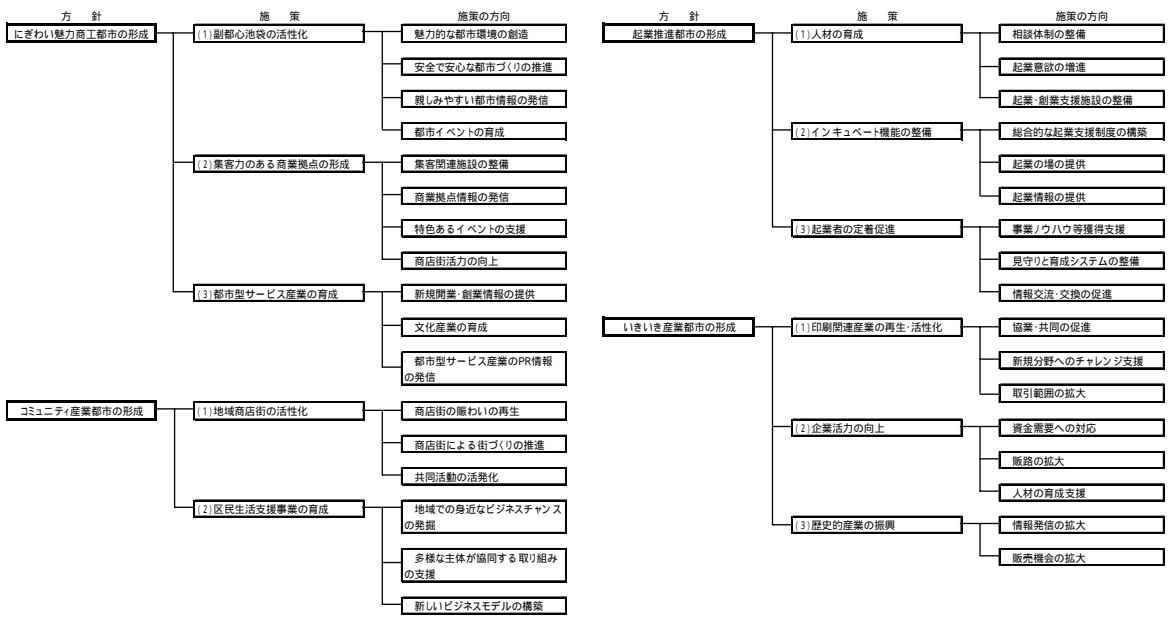
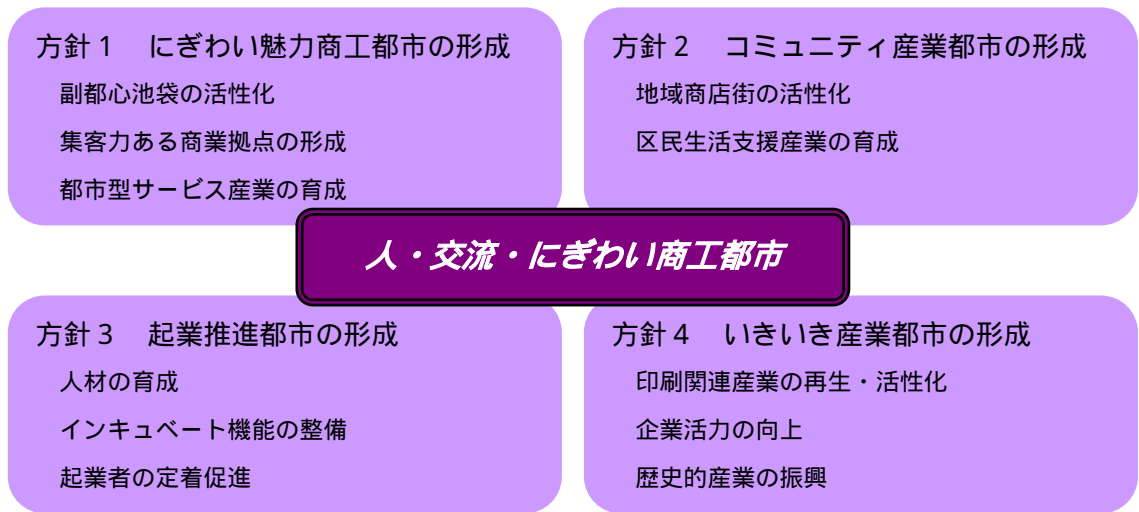
長引く景気の低迷、区財政の逼迫、都市活力の低下などを背景として、産業振興施策は都市再生の重要な政策分野として改めて位置づけられた。

< 産業振興計画の推進 >

区においては、平成16年度を初年度とする「産業振興計画」を新たに策定し、「人・交流・にぎわい商工都市」を目標に掲げ、新規事業を含めた産業振興施策に取り組んでいる。

計画においては、融資制度の充実・改善を計画事業として位置づけ、産業振興施策の大きなテーマとしている。

< 図表 1 - 1 2 > 計画の体系・事業



出典：豊島区産業振興計画（平成16年3月）

(4) 融資制度の現状と課題

< 商工政策の柱となっている融資制度 >

図表 1 - 13 のとおり平成 16 年度の経済生活費は 1,265 百万円と区の予算の 1.4% を占めている。そのうち融資関連経費は 543 百万円と経済生活費 42.9% を占めている。また、経済生活費のうち中小企業対策費は 569 百万円となっており、融資関連経費は、この大部分 (95.4%) を占めている。

< 図表 1 - 13 > 平成 16 年度予算

区予算

(千円)

款	事業費	財源内訳		構成比 (%)
		特定財源	一般財源	
議会費	661,192	393	660,799	1%
総務費	12,295,543	2,207,248	10,088,295	16%
福祉費	30,413,244	14,815,248	15,597,996	25%
衛生費	3,736,936	1,296,186	2,440,750	4%
経済生活費	1,264,968	143,408	1,121,560	2%
清掃環境費	5,838,956	1,665,513	4,173,443	7%
都市整備費	3,434,735	1,702,080	1,732,655	3%
土木費	5,899,041	2,480,369	3,418,672	6%
教育費	9,556,803	1,572,662	7,984,141	13%
公債費	6,754,795	77,004	6,677,791	11%
諸支出金	7,887,245	484,249	7,402,996	12%
予備費	150,000	0	150,000	0%
歳出合計	87,893,458	26,444,360	61,449,098	100%

商工関係予算の内訳

(千円)

款項	事業額	経費内訳	
		人件費	事業費
経済生活費	1,264,968	266,677	998,291
生活産業総務費	389,803	266,677	123,126
商工振興費	128,727	0	128,727
中小企業対策費	569,427	0	569,427
消費生活費	23,691	0	23,691
勤労福祉費	129,620	0	129,620
観光振興費	23,700	0	23,700

款項	事業費	財源内訳		割合 (%)
		特定財源	一般財源	
経済生活費	1,264,968	143,408	1,121,560	100%
生活産業総務費	389,803	15,891	373,912	33%
商工振興費	128,727	61,021	67,706	6%
中小企業対策費	569,427	1	569,426	51%
内訳				
中小商工業融資事業	543,494	1	543,493	
小企業等経営改善資金(マル経)	7,323	0	7,323	
その他	18,610	0	18,610	
消費生活費	23,691	2,133	21,558	2%
勤労福祉費	129,620	60,062	69,558	6%
観光振興費	23,700	4,300	19,400	2%

現状と課題

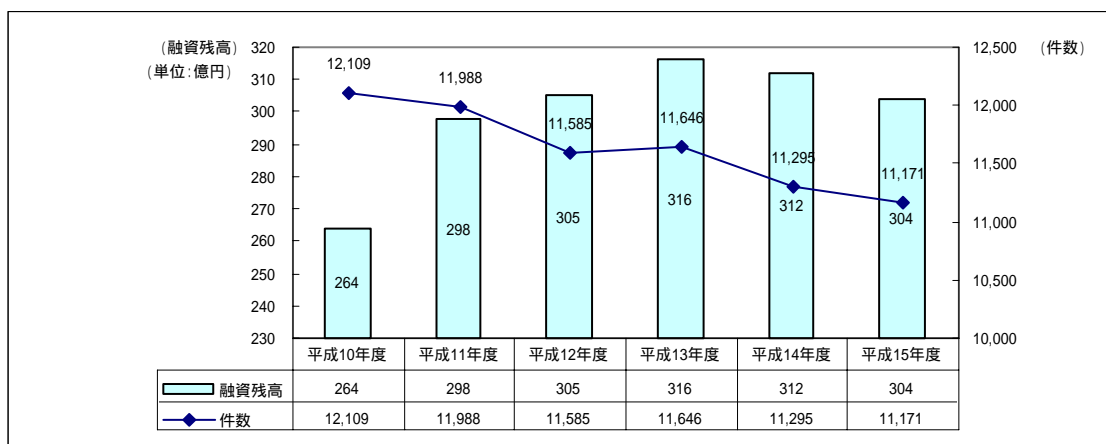
< 貸付状況 >

図表1-14のとおり平成15年度における新規貸付は、2,205件、金額は、11,127百万円となっている。同年度末の貸付総件数は、図表1-15のとおり11,171件、残高は30,401百万円となっており、幅広い中小事業者に利用されている。

< 図表1-14 > 平成15年度貸付状況

区 分	上段：年間貸付件数(件) 下段：年間貸付金額(千円)					
	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
運転資金	496	244	279	340	345	371
	3,720,850	2,018,150	2,204,660	2,561,060	2,753,950	2,855,150
小規模企業資金	1,058	1,485	1,393	1,429	1,269	1,290
	3,325,770	6,911,150	5,976,140	5,895,540	5,125,840	5,402,390
緊急特別資金	962	439	198	225	239	189
	5,621,140	2,565,700	1,113,730	1,214,220	1,362,380	1,111,400
設備資金	107	62	58	55	65	65
	893,430	705,350	581,010	598,870	567,440	722,480
公害防止設備資金	5	1	0	1	2	1
	24,310	7,000	0	3,400	1,100	3,000
年末特別資金	234	211	209	235	230	218
	646,500	576,800	551,400	609,500	604,600	578,200
店舗改装資金	32	14	8	11	9	9
	173,660	141,100	46,000	86,200	63,950	86,600
事業活性化資金	4	1	0	12	8	12
	31,500	10,000	0	79,500	50,000	90,000
災害事業活性化資金	0	1	3	0	0	3
	0	4,500	13,500	0	0	11,700
ディーゼル車排出ガス改善	-	-	-	-	-	2
	-	-	-	-	-	910
起業資金	35	59	60	58	36	45
	230,400	424,520	441,000	362,050	250,000	265,970
事業転換多角化資金	8	3	7	5	5	0
	66,500	17,000	66,000	37,500	37,500	0
中小企業団体資金	1	2	1	0	0	0
	12,000	30,500	1,000	0	0	0
合 計	2,942	2,522	2,216	2,371	2,208	2,205
	14,746,060	13,411,770	11,003,440	11,447,840	10,826,660	11,127,800

< 図表1-15 > 平成15年度末 残高・件数



< 基本的な枠組みは50年間不変 >

区の融資制度は、戦後復興が本格化した昭和28年（1953年）に創設されて以来、区と地域金融機関とが協調して融資を行い、税を投入して利子負担の軽減をはかるという基本的な枠組みを変えて来なかった。

高い経済成長のもとで、中小企業の資金需要に応え、実質的に低利資金を提供してきたが、金融制度を始めとする社会経済状況の大きな変化への不適合も顕著となってきた。

< 図表1 - 16 > 融資制度の推移（抜粋）

年度	年月日	改正内容等
54	54. 4. 1	(1) 資金の創設 中小企業団体資金 限度額1,000万円、本人負担利率 5.6%、返済期間60か月 中小企業従業員独立開業資金 限度額 600万円、本人負担利率 5.6%、返済期間60か月
	54.11. 1	(1) 資金の創設 年末特別資金 限度額 200万円、本人負担利率 5.0%、返済期間12か月
61	61. 8. 1	(1) 資金の創設 円高関連特別資金 限度額 500万円、本人負担利率 3.5%、返済期間60か月
元	元. 4. 1	(1) 資金の創設 特別設備資金 限度額 1,000万円、本人負担利率 2.6%、返済期間72か月
4	4. 7. 13	(1) 資金の創設 緊急特別資金 限度額 500万円、本人負担利率 2.4%、返済期間72か月
6	6. 4. 1	(1) 預託金 30億円 35億円
8	8. 4. 1	(1) 預託利率 2.0% 0.5%
11	11. 4. 1	(1) 一企業当たりの貸付限度額 3,000万円 5,000万円 (2) 小規模企業資金の改正 貸付限度額 500万円 1,000万円 返済期間 60(6)か月 84(12)か月 借り換え扱いの開始
12	12.4.1	(1) 信用保証料の補助休止 全資金につき全額利用者負担
13	13. 4. 1	(1) 預託金 35億円 20億円
14	14. 4. 1	(1) 預託金 定期預金 普通預金
15	15. 4. 1	(1) 預託金 20億円 15億円 (2) 資金の創設 ディーゼル車排出ガス改善資金 限度額 2,000万円、本人負担利率 0%、返済期間72か月以内 (3) 預託金 20億円 15億円
16	16. 4. 1	(1) 預託金 15億円 0億円 (2) 資金の廃止 ディーゼル車排出ガス改善資金 (3) 資金の創設 長期設備資金 限度額 3,000万円、本人負担利率 2.2%、返済期間120か月 (設備運転は108か月以内)

< 今日的な融資制度の課題 >

前述までの、経済、金融状況の大きな変化、中小企業を巡る動向、区における政策展開、財政状況を踏まえ、以下の項目等について融資制度のあり方を検討することが必要である。

a) 資金需要に的確に responding しているか

資金種別や限度額が需要に応えるものとなっているか。また、真に資金を必要とする事業者へ資金提供できる仕組みとなっているか。

b) 利率の設定などが適切か

貸付利率の設定、融資期間が適切なものとなっているか。

c) 利子補給のあり方

超低金利状況のもと、大きな財政負担を伴う利子補給は、どのようにあるべきか。

d) 制度の運用

預託金制度、取り扱い金融機関のあり方は適切か。また、資金確保への新たな支援、融資制度の事業評価手法、金融相談のあり方をどのように実施していくか。

2. 新しい融資制度のあり方

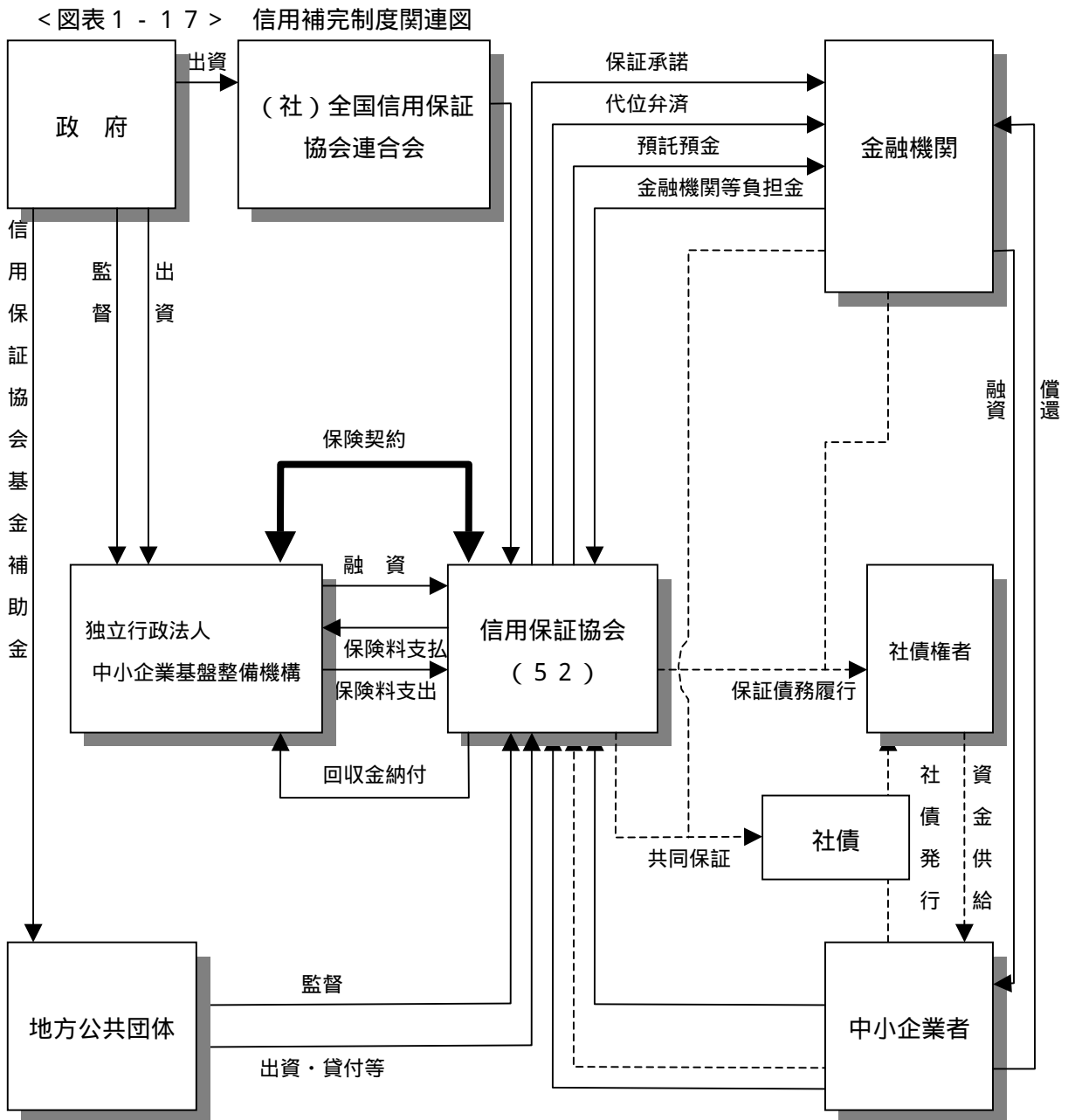
(1) 中小企業金融円滑化に対する基礎的自治体の役割

< 国・都との役割分担 >

中小企業基本法では、国、地方自治体が連携、分担して中小企業の振興にあたりとされている。

中小企業金融の面においては、国が金融政策を所管しており、基本的な信用補完制度の運用、政府系金融機関による資金供給などを担当している。

また都は、信用保証制度の運用、独自の制度融資を実施している。



(注1) ~ は保証申込から償還まで、 、 は事故による代位弁済から回収まで

(注2) ----- は社債保証のフロー

出典：東京都信用保証協会ホームページ

新しい融資制度のあり方

< 都が実施する融資の状況 >

都が実施している融資の状況を見ると、図表1-18のとおり貸付額、借り受けた事業者の規模も区の制度融資に比べ、大きくなっている。都の融資は、中小企業の中でも比較的規模の大きい事業者に対し、実施されていることが伺える。

< 図表1-18 >

東京都従業員規模別融資実績

豊島区従業員別申込状況（平成15年度）

1. 製造業 (千円)

区分	平成12年度			平成13年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
0人以下	6,775	29,783,717	0.9	5,699	21,166,627	1.1
5人以下	49,826	418,558,888	12.0	36,921	231,094,542	11.7
10人以下	22,454	321,328,307	9.2	15,544	170,432,285	8.6
20人以下	17,907	324,528,957	9.3	12,004	175,494,905	8.9
30人以下	7,457	159,400,962	4.6	4,904	93,277,250	4.7
50人以下	6,790	164,915,720	4.7	4,412	102,127,855	5.2
100人以下	4,884	143,001,271	4.1	3,027	87,963,478	4.5
200人以下	1,993	74,441,307	2.1	1,213	46,029,353	2.3
300人以下	422	21,649,288	0.6	222	9,988,372	0.5
300人超	220	11,803,000	0.3	112	6,219,200	0.3
小計	118,728	1,669,411,417	47.9	84,058	943,793,867	47.8

2. 商業、サービス業

区分	平成12年度			平成13年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
0人以下	8,763	36,570,322	1.0	7,177	24,800,074	1.3
2人以下	37,528	241,988,787	6.9	28,454	141,229,569	7.2
5人以下	39,226	424,918,791	12.2	28,179	231,045,513	11.7
10人以下	23,687	364,465,753	10.4	15,476	189,834,781	96.0
20人以下	17,140	317,672,647	9.1	11,123	181,759,048	9.2
30人以下	6,642	139,586,736	4.0	4,278	85,875,553	4.4
50人以下	5,840	139,994,645	4.0	3,656	85,645,364	4.3
100人以下	3,206	98,967,112	2.8	1,926	56,332,000	2.9
100人超	1,313	48,492,732	1.4	802	28,086,910	1.4
小計	143,345	1,812,657,525	52.0	101,071	1,024,608,812	51.9

3. 組合

区分	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
	280	584,4305	0.2	200	567,1756	0.3
合計	262,353	3,487,913,247	100.0	185,329	1,974,074,435	100.0

出典：東京都産業労働局「中小企業金融資料」（14年3月末現在）

法人（役員除く、'0'は役員のみ） (内構成比)

従業員数(人)	申込数計		
	小区分	中区分	大区分
0	233	1,362	1,822 (95.4%)
1-5	1,129	(71.3%)	
6-10	295	295(15.4%)	
11-15	104	165	
16-20	61	(8.6%)	
21-25	31	42	67 (3.5%)
26-30	11	(2.2%)	
31-35	7	25	
36-40	6	(1.3%)	
41-45	5		
46-50	7		
51-55	6		
56-60	8		
61-65	0		
66-70	1		
71-75	2	20	21 (1.1%)
76-80	0	(1.0%)	
81-85	0		
86-90	3		
91-95	0		
95-100	0		
100超	1	1(0.1%)	
計	1,910	1,910(100%)	1,910(100%)

個人

従業員数	申込数計
0	151(24.7%)
1-5	434(70.9%)
6-10	24(3.9%)
11-15	3(0.5%)
計	612(100%)

法人、個人計

従業員数	申込数
0-5	1,947 (77.2%)
6-20	487 (19.3%)
21-50	67 (2.7%)
51超	21 (0.8%)
計	2,522 (100%)

新しい融資制度のあり方

< 小規模・零細事業者に対する資金提供 >

前記までの状況から、基礎的自治体の制度融資の役割は、小規模・零細事業者に対する資金提供であると位置づけられ、これらの事業者が多数を占める豊島区の産業振興にとって小規模・零細事業者に対する円滑な資金提供は重要な課題である。

< 図表 1 - 19 > 区の規模別融資状況

()内:構成比 / 単位:千円

	個人	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	その他(団体)	合計
10年度	455	860	559	10	0	5	1,889
	1,382,340	6,037,250	2,848,880	49,100	0	70,000	10,387,570
11年度	528	761	539	13	0	11	1,852
	2,120,770	5,432,900	2,931,160	70,200	0	140,500	10,695,530
12年度	518	786	517	15	0	6	1,842
	1,793,610	5,352,080	2,427,730	70,200	0	79,000	9,722,620
13年度	500	893	621	11	0	6	2,031
	1,631,540	5,748,420	2,845,220	50,300	0	80,000	10,355,480
14年度	510	1,041	625	10	1	7	2,194
	1,667,550	6,385,340	2,624,470	37,700	3,000	47,300	10,765,360
15年度	539 (24.4%)	1,035 (46.9%)	612 (27.9%)	9 (0.4%)	1 (0.04%)	9 (0.4%)	2,205 (100%)
	2,119,960 (19.0%)	6,210,920 (55.8%)	2,674,510 (24.0%)	39,000 (0.4%)	1000 (0.01%)	82,420 (0.7%)	11,127,800 (100%)
合計	3,050 (25.3%)	5,376 (44.7%)	3,473 (28.9%)	68 (0.5%)	2 (0.02%)	44 (0.3%)	12,013 (100%)
	10,715,760 (16.9%)	35,166,910 (55.7%)	16,351,970 (25.9%)	316,500 (0.5%)	4,000 (0.01%)	499,220 (0.7%)	63,054,360 (100%)

16年3月31日現在の数値であるため、14年度以前では若干の誤差が生じる。

< 図表 1 - 20 > 業種別従業員数

業種	従業員数									計
	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300~499人	500人以上	
	1~9人		10~49人			50~99人		100~299人		
A 農業	4(66.7%)	1(16.7%)	1(16.7%)	0	0	0	0	0	0	6(100%)
B 林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 建設業	493(44.6%)	304(27.5%)	180(16.3%)	45(4.1%)	40(3.6%)	27(2.4%)	13(1.8%)	2(0.2%)	1(0.1%)	1,105(100%)
F 製造業	797(72.1%)		265(24.0%)			27(2.4%)	13(1.8%)	3(0.3%)		1,283(100%)
G 電気・ガス・水道業等	646(50.4%)	304(23.7%)	174(13.6%)	63(4.9%)	47(3.7%)	23(1.8%)	22(1.7%)	2(0.2%)	2(0.2%)	1,283(100%)
H 情報通信業	950(74.0%)		284(22.1%)			23(1.8%)	22(1.7%)	4(0.3%)		1,283(100%)
I 運輸業	0	0	2(20%)	1(10%)	1(10%)	1(10.0%)	5(50.0%)	0	0	10(100%)
J 卸売・小売業	195(26.5%)	163(22.2%)	129(17.6%)	80(10.9%)	66(9.0%)	54(7.3%)	39(5.3%)	5(0.7%)	4(0.5%)	735(100%)
K 金融・保険業	358(48.7%)		275(37.4%)			54(7.3%)	39(5.3%)	9(1.2%)		735(100%)
L 不動産業	144(56.5%)	32(12.5%)	31(12.2%)	20(7.8%)	9(3.5%)	6(2.4%)	12(4.7%)	1(0.4%)	0	255(100%)
M 飲食店・宿泊業	176(69.0%)		60(23.5%)			6(2.4%)	12(4.7%)	1(0.4%)		255(100%)
N 医療・福祉	2,988(58.3%)	1,141(22.3%)	551(10.7%)	198(3.9%)	127(2.5%)	67(1.3%)	43(0.8%)	4(0.1%)	4(0.1%)	5,123(100%)
O 教育・学習支援業	4,129(80.6%)		876(17.1%)			67(1.3%)	43(0.8%)	8(0.2%)		5,123(100%)
P 複合サービス事業	147(11.0%)	83(6.2%)	80(17.5%)	45(9.9%)	46(10.1%)	31(6.8%)	18(3.9%)	4(0.9%)	2(0.4%)	456(100%)
Q サービス業(他に分類されないもの)	230(17.3%)		171(37.5%)			31(6.8%)	18(3.9%)	6(1.3%)		456(100%)
R 公務	1,267(78.0%)	245(15.1%)	63(3.9%)	16(1.0%)	14(0.9%)	10(0.6%)	10(0.6%)	0	0	1,625(100%)
	1,512(93.0%)		93(5.7%)			10(0.6%)	10(0.6%)	0		1,625(100%)
	1,875(56.3%)	643(19.3%)	468(14.1%)	185(5.6%)	105(3.2%)	42(1.3%)	10(0.3%)	0	2(0.1%)	3,330(100%)
	2,518(75.6%)		758(22.8%)			42(1.3%)	10(0.3%)	2(0.1%)		3,330(100%)
	506(49.9%)	288(28.4%)	110(10.8%)	54(5.3%)	26(2.6%)	17(1.7%)	10(1.0%)	0	3(0.3%)	1,014(100%)
	794(78.3%)		190(18.7%)			17(1.7%)	10(1.0%)	3(0.3%)		1,014(100%)
	247(42.0%)	134(22.8%)	78(13.3%)	38(6.5%)	40(6.8%)	33(5.6%)	14(2.4%)	1(0.2%)	3(0.5%)	588(100%)
	381(64.8%)		156(26.5%)			33(5.6%)	14(2.4%)	4(0.7%)		588(100%)
	23(30.7%)	34(45.3%)	14(18.7%)	0	2(2.7%)	1(1.3%)	0	0	1(1.3%)	75(100%)
	57(76.0%)		16(21.3%)			1(1.3%)	0	0	1(1.3%)	75(100%)
	2,545(57.8%)	947(21.5%)	439(10.0%)	150(3.4%)	135(3.1%)	102(2.3%)	72(1.6%)	8(0.2%)	7(0.2%)	4,405(100%)
	3,492(79.3%)		724(16.4%)			102(2.3%)	72(1.6%)	15(0.3%)		4,405(100%)
	2(7.1%)	3(10.7%)	4(14.3%)	7(25.0%)	2(7.1%)	1(3.6%)	6(21.4%)	1(3.6%)	2(7.1%)	28(100%)
	5(17.9%)		13(46.4%)			1(3.6%)	6(21.4%)	3(10.7%)		28(100%)
計	11,082(55.3%)	4,322(21.6%)	2,324(11.6%)	902(4.5%)	660(3.3%)	415(2.0%)	274(1.4%)	28(0.1%)	31(0.2%)	20,038(100%)
	15,404(76.9%)		3,886(19.3%)			415(2.0%)	274(1.4%)	59(0.3%)		20,038(100%)

出典:平成13年事業所・企業統計調査報告

(2) 基礎的自治体の役割を踏まえた検討の方向性

融資制度のあり方を検討するに際しては、国・都との役割分担等を踏まえ、以下の視点に立って進めることが重要である。

<身近で柔軟性のある制度>

主に小規模・零細事業者が利用を検討できる制度であるとともに、資金規模、融資期間などに柔軟性があり、資金需要にきめ細かく対応できる制度。

<地域性を活かした制度>

商業やサービス産業の集積が進んでいること、また、事業所数の減少が著しいことなどを反映した制度。特に、都市活力の維持が不可欠な現状から、創業・起業関係融資に重点を置く制度。

<政策バランスのとれた制度>

補助金による支援策などその他の産業振興施策と調和のとれた制度。また、融資制度と他の施策との関連性を強化することにより、より政策効果が高まる制度。



第2章

融資資金

- 1 資金種別
- 2 融資期間
- 3 協定利率
- 4 利子補給（マル経融資を含む）
- 5 預託金

1. 資金種別

(1) 現状の問題点と資金種別のあり方

< 現状の問題点 >

a) 資金種別が多く煩雑

図表2-1のとおり、現在、13種類の資金種別であるが、利子補給率(区負担率)の相違などによって区分されていることなどから図表2-2のとおり利用実績に大差があり、偏った分かりにくい種別設定となっている。

< 図表2-1 > 資金別概要

	資金名	資金用途	融資限度額	返済期間	利率(年利)		
				()は据置期間	表面利率	利用者負担	区負担
1	運転	運転	1,500万円	84ヵ月以内(6ヵ月)	2.4%	1.4%	1.0%
2	小規模企業	運転・設備	1,000万円	84ヵ月以内(12ヵ月)		0.6%	1.8%
3	緊急特別		1,000万円	84ヵ月以内(12ヵ月)		0.2%	2.2%
4	設備	設備	3,000万円	96ヵ月以内(6ヵ月)		1.4%	1.0%
5	長期設備	設備	3,000万円	120ヵ月以内(6ヵ月)		2.2%	0.2%
		設備・運転		108ヵ月以内(6ヵ月)			
6	公害防止設備	設備	1,000万円	72ヵ月以内(12ヵ月)		0.2%	2.2%
7	店舗改装		1,500万円	84ヵ月以内(12ヵ月)		0.6%	1.8%
8	事業活性化	運転・設備	1,000万円	72ヵ月以内(12ヵ月)		0.6%	1.8%
9	災害事業活性化		450万円	60ヵ月以内(12ヵ月)		0.2%	2.2%
10	起業		1,500万円	84ヵ月以内(12ヵ月)		0.6%	1.8%
11	事業転換多角化		1,500万円	84ヵ月以内(12ヵ月)		0.6%	1.8%
12	中小企業団体	5,000万円	96ヵ月以内(6ヵ月)	0.6%		1.8%	
13	年末特別	運転	300万円	11ヵ月以内(2ヵ月)	2.2%	0.2%	2.0%

1. 主な事業所(本拠)が区内にあり、引き続き1年以上、同一場所で同一事業を営み、実態があること。法人の場合はあわせて本店登記地が引き続き1年以上豊島区にあること(起業資金、中小企業団体資金を除く)。
2. 個人事業主の場合、収入の過半数を超える部分が、当該事業からのものであること。
3. 東京信用保証協会の保証対象業種であること。
4. 納期到来分までの住民税、事業税等を完納していること。
5. 適切な事業計画と確実な資金計画があり、資金及び利子について十分な返済能力があること。
6. 資金ごとに定めた要件を満たすこと。
7. 区の生業資金を現に利用していないこと。
8. 許認可等が必要な事業の場合は、当該事業に係る許認可等を受けていること。

資金種別

b) 融資対象が不明確

「小規模企業資金」のように事業者の規模を融資対象とするもの、「店舗改装資金」のように特定の行為を融資対象とするものが混在しており、融資の目的を精査するなどして、整理する必要がある。

< 図表 2 - 2 > 資金別利用実績

上段：年間貸付件数(件) 下段：年間貸付金額(千円)

15年度の%は15年度の件数、金額に占める割合

区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
運転資金	496	244	279	340	345	371 (16.8%)
	3,720,850	2,018,150	2,204,660	2,561,060	2,753,950	2,855,150 (25.7%)
小規模企業資金	1,058	1,485	1,393	1,429	1,269	1,290 (58.5%)
	3,325,770	6,911,150	5,976,140	5,895,540	5,125,840	5,402,390 (48.5%)
緊急特別資金	962	439	198	225	239	189 (8.6%)
	5,621,140	2,565,700	1,113,730	1,214,220	1,362,380	1,111,400 (10.0%)
設備資金	107	62	58	55	65	65 (3.0%)
	893,430	705,350	581,010	598,870	567,440	722,480 (6.5%)
公害防止設備資金	5	1	0	1	2	1 (0.1%)
	24,310	7,000	0	3,400	1,100	3,000 (0.1%)
店舗改装資金	32	14	8	11	9	9 (0.4%)
	173,660	141,100	46,000	86,200	63,950	86,600 (0.8%)
事業活性化資金	4	1	0	12	8	12 (0.5%)
	31,500	10,000	0	79,500	50,000	90,000 (0.8%)
災害事業活性化資金	0	1	3	0	0	3 (0.1%)
	0	4,500	13,500	0	0	11,700 (0.1%)
起業資金	35	59	60	58	36	45 (2.0%)
	230,400	424,520	441,000	362,050	250,000	265,970 (2.4%)
事業転換多角化資金	8	3	7	5	5	0 (0.0%)
	66,500	17,000	66,000	37,500	37,500	0 (0.0%)
中小企業団体資金	1	2	1	0	0	0 (0.0%)
	12,000	30,500	1,000	0	0	0 (0.0%)
ディーゼル車排出ガス改善	-	-	-	-	-	2 (0.1%)
	-	-	-	-	-	910 (0.1%)
年末特別資金	234	211	209	235	230	218 (9.9%)
	646,500	576,800	551,400	609,500	604,600	578,200 (5.2%)
合 計	2,942	2,522	2,216	2,371	2,208	2,205 (100%)
	14,746,060	13,411,770	11,003,440	11,447,840	10,826,660	11,127,800 (100%)

c) 重点化が不十分

利子補給率(区負担率)の設定などとあいまって、融資によって実現する政策目的が必ずしも明確ではなく、融資制度の重点が見えにくくなっている。

資金種別

< 資金種別のあり方 >

資金種別の現状と問題点を踏まえ、新たに資金種別設定の基本的な考え方を次のとおりとする。

a) 資金種別の簡素化

利用件数の少ない資金を統合、廃止するとともに、資金を体系化するなど、わかりやすい種別を設定する。

b) 融資対象を明確にした種別設定

基本的に事業者の規模によって融資対象を設定することは行わず、融資により実現する内容によって種別を設定する。

c) 政策目的を踏まえた重点化

社会経済動向や区における産業動向を踏まえつつ、融資制度によって実現する政策目的を明確にして融資の重点化をはかる種別設定とする。

(2) 政策目的と資金種別

< 政策目的 >

新たな資金種別のあり方を具体化するに際し、融資制度によって達成すべき政策目的は次のとおりとする。

a) 経営基盤の強化・安定

小規模・零細事業者の財務基盤の強化を通じた経営の維持安定に資することを基本とする。

b) 創業・起業の促進

事業者の新陳代謝の活発化により都市活力を再生するとの観点から、創業・起業に力点を置く。

c) 地域活力の再生

事業者、商店街組織等の強化、環境配慮への支援、コミュニティビジネスを展開するNPOへの支援などを新たな視点として加える。

資金種別

< 新たな資金種別 >

a) 3種類に体系化

運転、設備、地域活性化の3種類に大別し、資金を体系化してわかりやすく再編成する。

同時に、利用実績の少ない公害防止、店舗改装、事業活性化、災害事業活性化、事業転換多角化、中小企業団体の5資金は、その機能を他の資金へ統合するなどして廃止する。また、小規模企業、緊急特別と年末特別の3資金の機能を統合する。

b) 創業・起業資金

起業資金は、地域活性化の重点的な資金として位置づけ、貸付要件の大幅な緩和、利子補給の改善などにより起業のために有効な資金とする。

c) 新たな資金の創設

地域活性化の視点から、コミュニティビジネスなどの推進をはかるため、金融機関の協力を得て、区内において活動を行うNPOを融資対象として加えるなど新たな資金を創設する。(第4章において詳述)

< 図表 2 - 3 > 資金種別の再編案

現 行			改正後			
番号	資金名	用途	番号	体系	資金名	用途
1	運転	運転	1	運 転	運転(長期)	運転
2	小規模企業	設備・運転	2		運転(中期)	〃
3	緊急特別	〃	3		運転(短期)	〃
4	設備	設備	4	設 備	設備(長期)	設備
5	長期設備	〃	5		設備(中期)	〃
		設備・運転	6	地 域 活 性 化	起業	運転・設備
6	公害防止設備	設備	7		地域再生	〃
7	店舗改装	〃				
8	事業活性化	設備・運転				
9	災害事業活性化	〃				
10	起業	〃				
11	事業転換多角化	〃				
12	中小企業団体	〃				
13	年末特別	運転				

地域再生は、商店街、NPO等が行う地域活性化に資する事業に対する融資

2. 融資期間

(1) 利用しやすい期間設定のあり方

<現状における融資期間の問題点>

現状の制度の枠組み、利用実態などから、下記の問題点を指摘することができる。

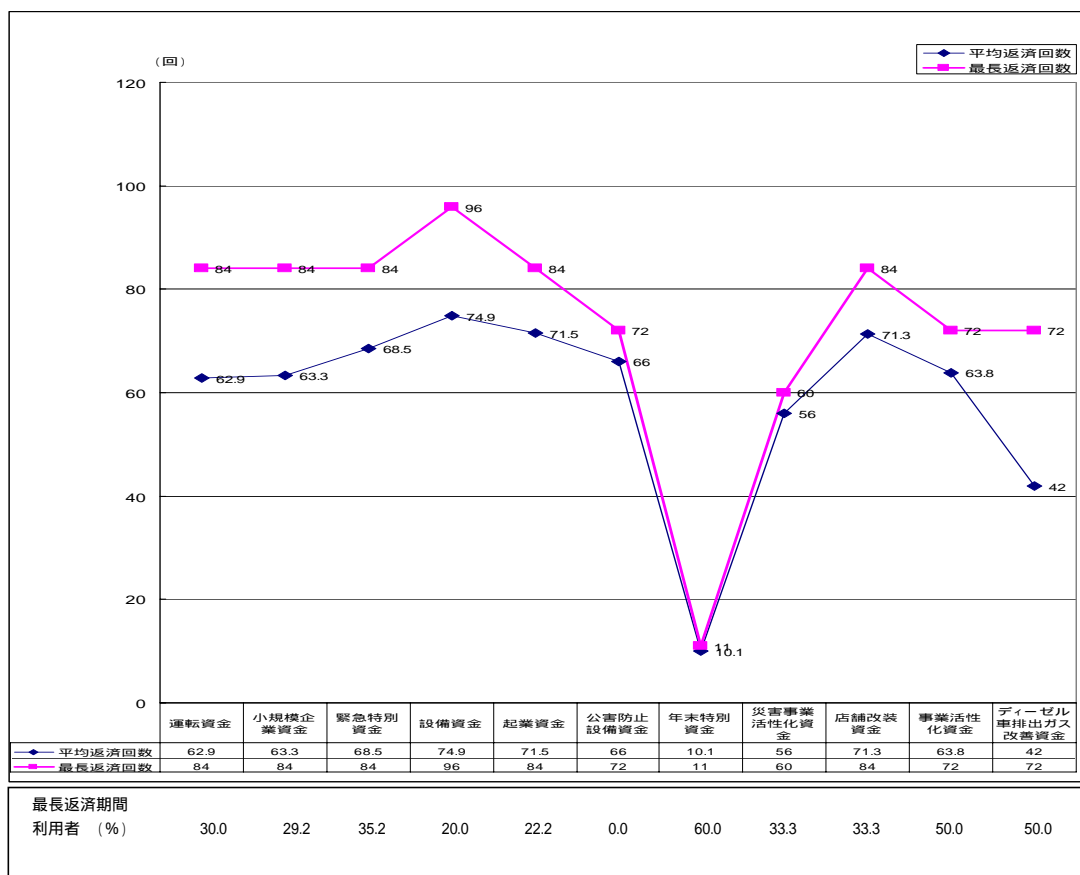
a) 設定期間と返済期間との乖離

各資金の設定期間と平均返済期間の状況は、図表2-4のとおり乖離が生じている。また、最長返済期間を利用したものは全体の30.3%であり、利用実績の多い主要3資金(運転資金、小規模企業資金、緊急特別資金)でも、31.5%となっている。

b) 利率との連動が不明確

現状の融資資金は図表2-1(14頁)のとおり13種類であるが、融資期間の長短にかかわらず、協定利率(15年度は2.4%)が一定となっており(年末特別資金を除く)融資期間と利率との関係が不明確になっている。

<図表2-4> 資金別平均返済回数



1. 15年度に貸付を実行した資金の平均の返済回数

15年度の貸付件数...2,205件

c) 使い勝手の良い期間の資金が無い

小規模・零細事業者は、計画的な財務運営ができにくい経営実態があり、一時的、緊急的な資金需要が高いが、このような実態に見合った期間の融資がない。

融資期間

< 融資期間設定のあり方 >

融資期間にかかる前記の現状と問題点を踏まえ、新たな融資期間の方向性を次のとおりとする。

a) 返済期間の定型化

返済実態への対応、資金種別の新たな考え方、また、利率の引き下げ可能性などを考慮し、返済期間を長期（7～10年程度）、中期（5年程度）、短期（1年程度）の3種類に定型化する。

b) 利率との連動の明確化

返済期間の定型化により、期間の長短による金利差を設けるなど、利率との連動性をより明確化する。

c) 超短期資金の創設

短期資金は、小規模・零細事業者の運転資金として活用できるように設定する。

融資期間

(2) 設定すべき融資期間

< 融資期間の定型化案 >

1年(1年未満を含む)、5年、10年の3種類に定型化する。また、これを第2章で設定した資金種別と組み合わせ、かつ融資期間に応じた利率の設定を検討することとする。

< 図表 2 - 5 > 融資期間の定型化案

現 行					改正後				
番号	資金名	用途	返済期間 (据置)	限度額 (万円)	番号	体系	資金名	用途	返済期間 (据置)
1	運転	運転	84ヶ月 (6ヶ月)	1,500	1	運転	運転(長期)	運転	84ヶ月 (6ヶ月)
2	小規模企業	設備・運転	" (12ヶ月)	1,000	2		運転(中期)	"	60ヶ月 (")
3	緊急特別	"	" (")	1,000	3		運転(短期)	"	12ヶ月 (2ヶ月)
4	設備	設備	96ヶ月 (6ヶ月)	3,000	4	設備	設備(長期)	設備	120ヶ月 (6ヶ月)
5	長期設備	"	120ヶ月 (")	"	5		設備(中期)	"	60ヶ月 (")
		設備・運転	"	108ヶ月 (")	"	6	地域活性化	起業	運転・設備
6	公害防止設備	設備	72ヶ月 (12ヶ月)	1,000	7	地域活性化	地域再生	"	" (")
7	店舗改装	"	84ヶ月 (")	1,500					
8	事業活性化	設備・運転	72ヶ月 (")	1,000					
9	災害事業活性化	"	60ヶ月 (")	450					
10	起業	"	84ヶ月 (")	1,500					
11	事業転換多角化	"	" (")	"					
12	中小企業団体	"	96ヶ月 (6ヶ月)	5,000					
13	年末特別	運転	11ヶ月 (2ヶ月)	300					

< 超短期資金 >

現在、申込期間が10～11月に限定されている年末特別資金(返済11ヶ月 - 据置2ヶ月)を通年化し、運転資金として活用できる超短期資金とする。

3. 協定利率

(1) 協定利率の現状と課題

< 設定の基本ルールが不明確 >

区の制度融資は、中小企業相談室における融資相談による事前審査、信用保証協会による信用保証とにより、貸付金融機関の審査事務の軽減、貸出しリスクの回避をはかることによって低利の利率を設定している。

現行では、プライムレート等を勘案して、信用金庫協議会と区が協議して決定しているが、この基準が必ずしも明確になっていない。

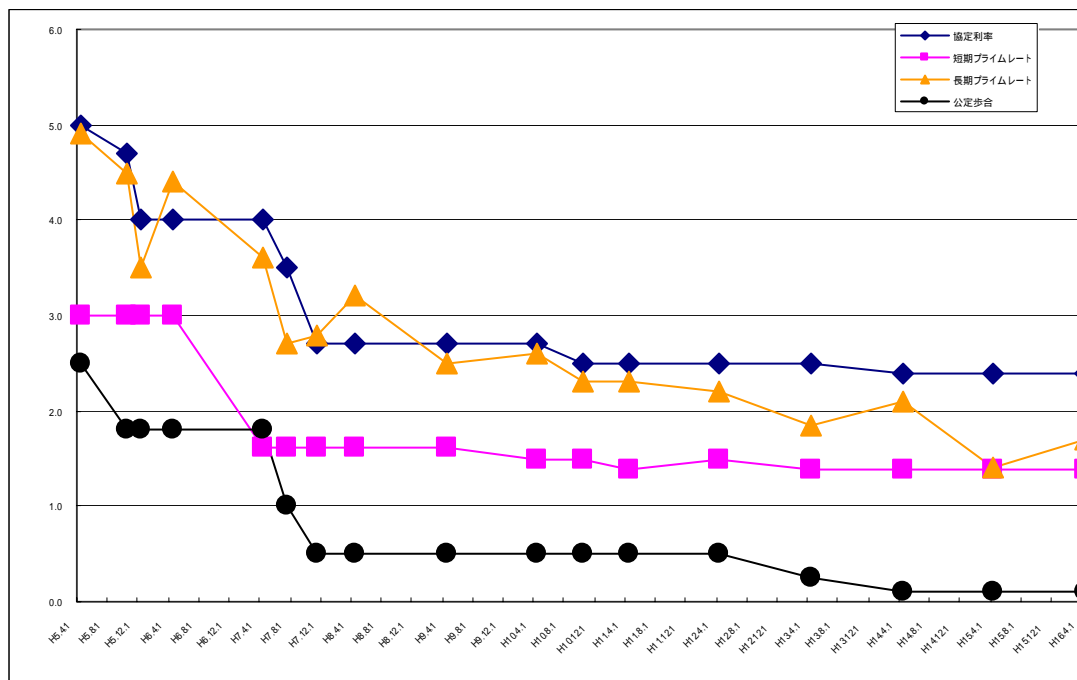
< 固定金利のみの設定 >

13種類の資金の全てが固定金利となっており、わかりやすい反面、期間を短縮して低利資金を活用したい利用者と、長期貸付に伴う金利変動リスクを避けたいという金融機関双方の意向に沿わない場合がある。

< 期間との連動が不明確 >

融資期間が短くなれば、利率は低下することが一般的な原則であるが、13種類の資金のうち融資期間が極めて短い年末資金を除き、他の資金は融資期間の長短があるにもかかわらず同一の利率となっており、期間との連動が不明確になっている。

< 図表 2 - 6 > 協定利率と長期プライムレート等の推移



	H5.4.1	H5.10.1	H5.12.16 - H7.6.30			H7.7.1	H7.11.1 - H10.9.30					H10.10.1 - H14.3.31				H14/4/1 -		
協定利率	5.0	4.7	4.0	4.0	4.0	3.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	
短期プライムレート	3.000	3.000	3.000	3.000	1.625	1.625	1.625	1.625	1.625	1.500	1.500	1.375	1.500	1.375	1.375	1.375	1.375	
長期プライムレート	3.50	3.50	3.50	4.90	2.60	2.60	2.60	2.50	2.30	2.20	2.20	2.20	2.10	1.85	1.65	1.70	1.80	
公定歩合	2.5	1.8	1.8	1.8	1.8	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.25	0.1	0.1	0.1	

(2) 協定利率設定のあり方と基本ルール

前記の現状と課題を踏まえ、協定利率のあり方については、下記のとおりとする。

< 利率指標の設定 >

長期プライムレートなど市中金利を基準として、これに一定率を加えるなど、協定利率の決定基準を明確化する。また、利用者利便などを考慮しつつ、「金利入札」等についても検討する。

< 変動利率の導入 >

制度の分かり易さ、事務処理の簡便性維持などを考慮しつつ、利用者、金融機関双方のメリットを高めるため、一定の範囲の資金に変動利率を導入する。

< 融資期間に応じた利率設定 >

市場での金利設定原則を踏まえ、煩瑣にならない範囲内で、融資期間の長短に応じた協定利率を設定する。

4 . 利子補給 (マル経を含む)

(1) 利子補給の現状と課題

< その他の産業振興施策に比べ経費は膨大 >

利子補給総額は、平成16年度で508百万円と、商工政策予算の40.2%を占め、区の独自財源である一般財源ベースで見ると、実に45.3%に達している。

税収の低迷などが続くなか、このような状態は、区における多様な産業振興施策の展開を阻害している面がある。

< 図表 2 - 7 > 資金別利子補給額

< 15年度 >		()内: 構成比
資金名	件数	利子補給額 (円)
運転	1,652 (14.8%)	68,567,953 (13.6%)
小規模企業	6,080 (54.4%)	266,092,543 (52.8%)
緊急特別	2,169 (19.4%)	112,210,464 (22.3%)
設備	525 (4.7%)	19,621,943 (3.9%)
公害防止設備	6 (0.1%)	255,674 (0.1%)
店舗改装	85 (0.8%)	5,185,018 (1.0%)
事業活性化	33 (0.3%)	2,977,170 (0.6%)
災害事業活性化	7 (0.1%)	344,449 (0.1%)
起業	313 (2.8%)	19,857,084 (3.9%)
事業転換多角化	26 (0.2%)	2,217,651 (0.4%)
中小企業団体	4 (0.03%)	436,864 (0.1%)
年末特別	269 (2.4%)	5,739,268 (1.1%)
排出ガス改善	2 (0.02%)	10,411 (0.01%)
合 計	11,171 (100%)	503,516,492 (100%)

15年度・マル経

件数	金 額
367	4,192,583 円

< 図表 2 - 8 > 商工予算における利子補給の位置 (再掲)

商工関係予算の内訳

款項	事業費	財 源 内 訳		割合 (%)
		特定財源	一般財源	
経済生活費	1,264,968	143,408	1,121,560	100%
生活産業総務費	389,803	15,891	373,912	33%
商工振興費	128,727	61,021	67,706	6%
中小企業対策費	569,427	1	569,426	51%
内 中小商工業融資事業	543,494	1	543,493	
内 小企業等経営改善資金(マル経)	7,323	0	7,323	
内 その他	18,610	0	18,610	
消費生活費	23,691	2,133	21,558	2%
勤労福祉費	129,620	60,062	69,558	6%
観光振興費	23,700	4,300	19,400	2%

款項	事業額	経 費 内 訳	
		人件費	事業費
経済生活費	1,264,968	266,677	998,291
生活産業総務費	389,803	266,677	123,126
商工振興費	128,727	0	128,727
中小企業対策費	569,427	0	569,427
消費生活費	23,691	0	23,691
勤労福祉費	129,620	0	129,620
観光振興費	23,700	0	23,700

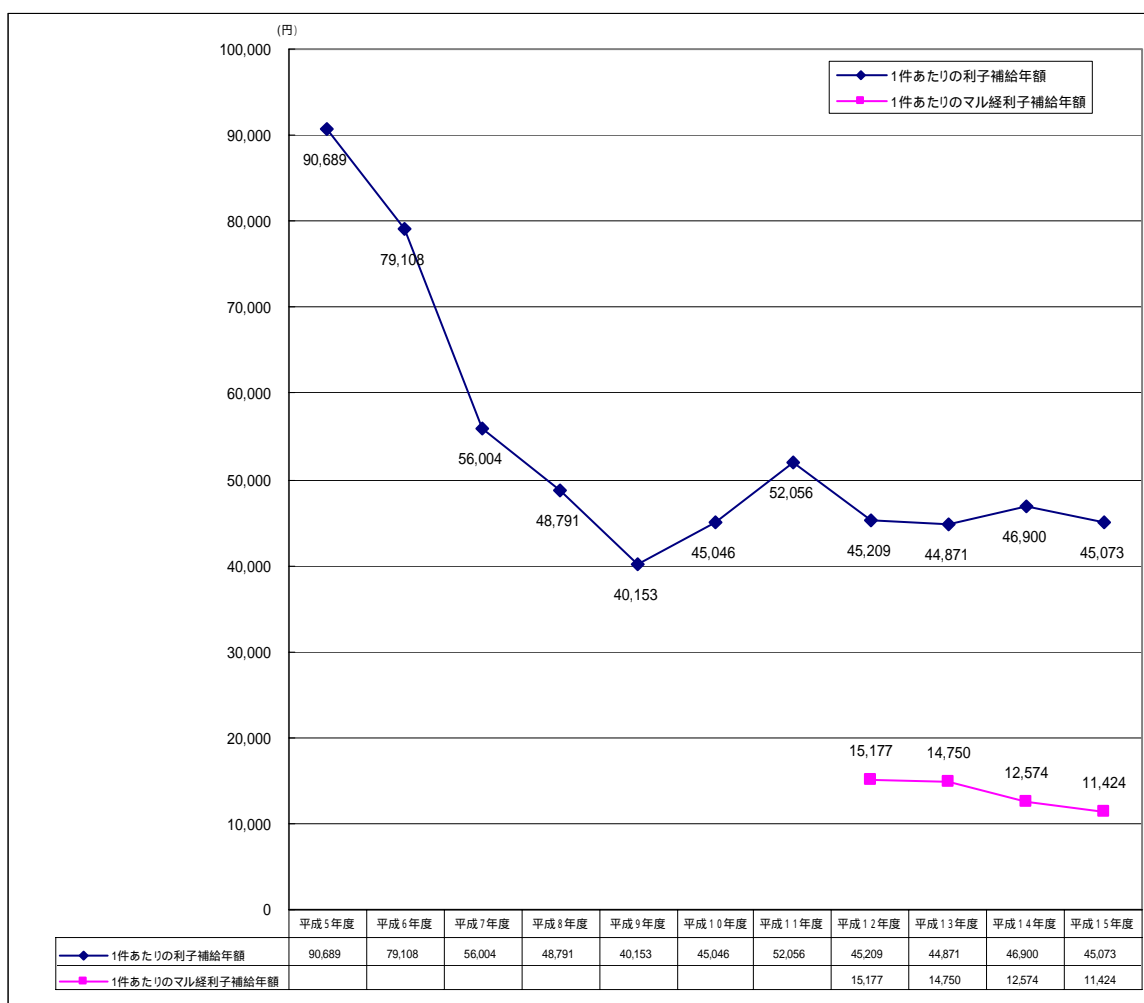
利子補給

< 超低金利状況で意義が薄れてきている >

利子補給は、過去の高金利状況においては、中小企業者の経済的な負担を低減させ、経営基盤の安定に資する役割があったが、図表2 - 9のとおり、平成15年度の1件あたりの利子補給額(45,073/年額)は平成5年度(90,689円)に比べ、半減しており、現在の超低金利状況では、その意義が薄れてきている。

なお、マル経融資は15年度で、1件当たり11,424円(年額)となっている。

< 図表2 - 9 > 1件あたりの利子補給額(年額)の推移



< 一律で重点化がされていない >

利子補給率は資金別に設定されており、利益額など利用者の経営実態などは考慮されていない。また、16年度に創設された長期資金を除き、補給率は協定利率(2.4%)に対し、その殆どが1%を超え、11の資金が1.8%以上となっており、重点化ははかられていない。

利子補給

(2) これからの利子補給の役割とあり方

利子補給に関する前記までの現状と課題を踏まえ、これからの利子補給の役割とあり方は、次のとおりとすることがふさわしい。

なお、制度の改正にあたっては、利用者である事業者の経営実態等を十分考慮することが必要である。また、今後、金融情勢の変化など経営環境の変化に柔軟に対応できるよう配慮する必要がある。

< 政策目的を達成するための手段とする >

利子補給は、利用者の経済的な負担の軽減という役割から、経済的な誘因を付与することを通じて産業振興施策の目的を達成することに、その役割を転換させる。

< 基本的には廃止し重点化する >

融資期間に応じた金利設定などを通じ、相対的には金利を低下させることにより利用者のメリットを確保しつつ、現行の利子補給は基本的に廃止する。

なお、起業・創業の活発化、商店街組織の強化などに資する融資については、重点的に利子補給を行う。

< 図表 2 - 1 0 > 23区の融資・利子補給状況(平成15年度)

区名	融資限度額 (万円)	融資期間	据置期間	融資利率		
				融資利率	利子補給	借受者負担利率
千代田	450～3,000	5年～7年	-	2.2以下	0.6～2.0	0.2～1.6
中央	300～10,000	11ヶ月～10年	-	2	1.0～1.9	0.1～1.0
港	300～5,000	1年から10年	2ヶ月～1年	2.0～2.7	0.8～2.1	0.1～1.4
新宿	300～2,000	11ヶ月～8年	1～6年	2.1～2.2	1.05～1.1	1.05～1.1
文京	300～5,000	1年～8年	2から12ヶ月	1.6～2.3	0.5～2.2	0～1.8
台東	100～10,000	1年～10年	-	2	0.5～1.8	0.2～1.5
墨田	500～4,000	5年～10年	-	2.2～2.8	0～2.3	0～2.5
江東	300～10,000	1年～9年	-	1.6～2.1	0～1.4	0.5～2.1
品川	500～10,000	5年～10年	-	2	0.5～1.5	0.2～1.5
目黒	300～10,000	5年～10年	6ヶ月～1年	2.2	0～2.2	0～2.2
大田	300～10,000	1年から10年	3ヶ月～1年	1.6～2.1	0～1.6	0.8～2.4
世田谷	200～10,000	5年～10年	-	2	0～1.5	0.5～2.0
渋谷	300～6,000	2年～7年	-	2.1～2.15	0.75～2.15	0～1.4
中野	300～5,000	2年～15年	6ヶ月～1年	1.8～2.1	0～1.7	0.4～2.1
杉並	300～5,000	11ヶ月～10年	1～12ヶ月	1.65～1.85	0.41～1.23	0.42～1.39
豊島	300～5,000	11ヶ月～8年	0～12ヶ月	2.2～2.4	1.0～2.4	0～1.4
北	500～10,000	3年から10年	2～12ヶ月	2	0.5～2.0	0～1.5
荒川	300～10,000	5年～10年	-	1.9	0.2～1.4	0.5～1.7
板橋	600～5,000	4年～8年	1年以内	長プラ以内	注1	注2
練馬	300～5,000	11ヶ月～10年	-	2.2	1.3～2.0	0.2～0.9
足立	300～3,000	2年～8年	1年以内	2.0～2.2	0～2.2	0～2.0
葛飾	750～5,000	6年～8年	-	1.9～2.1	0～1.7	0.4～1.9
江戸川	300～8,000	4年～10年	-	1.6～1.9	0.1～0.4	1.5

注1: 融資利率×0.2～0.5 上限3%

注2: 融資利率×0.5～0.8

利子補給

< 補給割合の適正化をはかる >

13 資金のうち、その大半の資金の利子補給率（協定利率に占める利子補給率の割合）は75%を超えている。利子補給は、一面、事業者に対する間接的な補助金の支出でもあり、利子補給の制度化を検討する場合にあっても、特に設備資金の利子補給については、一定の範囲内にとどめることが必要である。

< 図表 2 - 1 1 > 豊島区制度融資の改正案

現 行							改正後									
番号	資金名	用途	限度額 (万円)	返済期間 (据置)	利率 (年利・%)			番号	体系	資金名	用途	限度額 (万円)	返済期間 (据置)	利率 (年利・%)		
					表面	利子 補給	本人 負担							表面	利子 補給	本人 負担
1	運転	運転	1,500	84ヶ月 (6ヶ月)	2.4	1.0	1.4	1	運転	運転(長期)	運転	1,500	84ヶ月 (6ヶ月)	長プラ+	-	長プラ+
2	小規模企業	設備・運転	1,000	" (12ヶ月)	"	1.8	0.6	2		運転(中期)	"	1,000	60ヶ月 (")	短プラ+	-	短プラ+
3	緊急特別	"	1,000	" (")	"	2.2	0.2	3		運転(短期)	"	500	12ヶ月 (2ヶ月)	短プラ	-	短プラ
4	設備	設備	3,000	96ヶ月 (6ヶ月)	"	1.0	1.4	4	設備	設備(長期)	設備	3,000	120ヶ月 (6ヶ月)	長プラ+	-	長プラ+
5	長期設備	"	"	120ヶ月 (")	"	0.2	2.2	5		設備(中期)	"	"	60ヶ月 (")	短プラ+	-	短プラ+
6		設備・運転	"	108ヶ月 (")	"	"	"	6	地域活性化	起業	運転・設備	1,500	84ヶ月 (6ヶ月)	長プラ+		長プラ+
7	公害防止設備	設備	1,000	72ヶ月 (12ヶ月)	"	2.2	0.2	7	地域活性化	地域再生	"	2,000	" (")	長プラ+		長プラ+
8	店舗改装	"	1,500	84ヶ月 (")	"	1.8	0.6	*H17.12.13現在 長プラ 1.55% 短プラ 1.375%(最頻度) 日銀ホームページより								
9	事業活性化	設備・運転	1,000	72ヶ月 (")	"	"	"	1. 運転と設備は合算して4千5百万円まで利用可能								
10	災害事業活性化	"	450	60ヶ月 (")	"	2.2	0.2	2. 設備・運転の資金を利用する事業者のうち指定団体等(商店街等)へ新たに加入するものに対し、2分の1を限度に利子補給								
11	起業	"	1,500	84ヶ月 (")	"	1.8	0.6	3. 起業資金は、借入金の2分の1以上を金融機関から借り入れることが原則								
12	事業転換多角化	"	"	" (")	"	"	"	4. 起業・創業を支援するため、国民生活金融公庫が実施する「新創業融資制度」を利用する者に対する利子補給を考慮								
13	中小企業団体	"	5,000	96ヶ月 (6ヶ月)	"	"	"	5. 地域再生は、商店街、NPO等が行う地域活性化に資する事業に対する融資								
13	年末特別	運転	300	11ヶ月 (2ヶ月)	2.2	2.0	0.2									

(3) 限度額、借り換え制度について

<限度額について>

現行制度の限度額は、中小企業事業者の資金需要の実態に沿うものとなっていると考えられるため、新制度においても現行制度を基本として構成すべきである。

<借り換え制度について>

資金の借り換えは、中小企業事業者の残債の整理に有効であることから、運転中期を基本として実施する。

5 . 預託金

(1) 預託金の意義と必要性

< 金融情勢等の変動により意義が大きく変化 >

我が国経済が、右肩上がりの経済成長を続けていた当時は、中小企業者の資金調達は難しく、預託金は、融資の呼び水として、また、金融機関の負担軽減をはかるものとして、一定の役割を果たしていた。

しかし、経済、金融情勢が大きく変化した今、かつてのような預託金の意義は失われてきている。

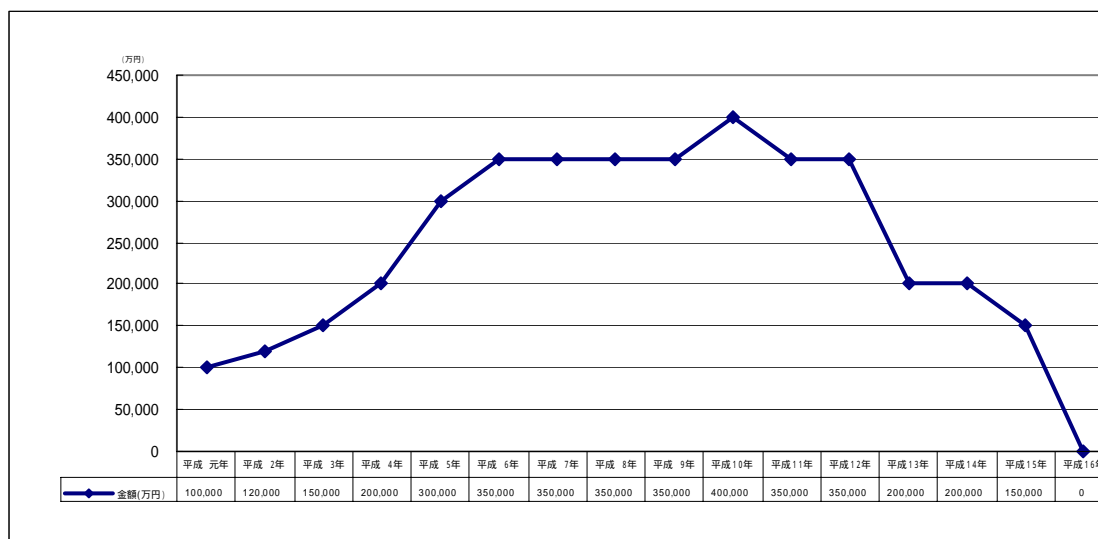
< 預託金の規模と融資規模等の関連 >

区の預託金は、ここ数年、財政上、財務会計上の理由から減額し、平成 1 6 年度には預託を取り止めている。

この間、預託金の減額に応じて融資額が縮小したり、協定利率が引き上げられる(引き下げられない)という状況も生じておらず、これらと預託金の関連が不明確になっている。

預託金

< 図表 2 - 1 2 > 預託金の推移



< 図表 2 - 1 3 > 金融機関預託状況

平成 1 5 年度		預託金額(千円)	割合(%)
巢鴨信用金庫	本店	875,000	58.3
東京信用金庫	本店	177,000	11.8
東京三協信用金庫	本店	14,000	0.9
西京信用金庫		60,500	4.0
	池袋支店	22,000	
	雑司が谷支店	38,500	
興産信用金庫	城西支店	17,000	1.1
東京シティ信用金庫	池袋本町支店	11,000	0.7
朝日信用金庫		90,000	6.0
	大塚支店	42,000	
	西巢鴨支店	29,500	
	神明支店	6,500	
	板橋支店	12,000	
西武信用金庫	目白通支店	2,000	0.1
大東京信用組合	大塚支店	10,000	0.7
全東栄信用組合		30,500	2.0
	下板橋支店	9,500	
	東長崎支店	21,000	
第一勧業信用組合		42,000	2.8
	巢鴨支店	23,000	
	目白支店	19,000	
商工中金	池袋支店	1,500	0.1
八千代銀行		65,500	4.4
	東池袋支店	46,500	
	西池袋支店	19,000	
城北信用金庫		104,000	6.9
	巢鴨支店	31,500	
	駒込支店	8,500	
	東池袋支店	16,000	
	池袋支店	3,500	
	長崎支店	34,500	
	地蔵通り支店	10,000	
合計(26機関)		1,500,000	100.0

< 図表 2 - 1 4 > 2 3 区の預託金状況

区名	預託金額(万円)	融資目標額(万円)
千代田	100,000	800,000
中央	150,000	1,200,000
港	280,000	930,000
新宿	110,100	440,000
文京	0	904,600
台東	350,000	1,750,000
墨田	203,612	407,224
江東	420,000	1,680,000
品川	0	
目黒	153,391	613,539
大田	500,000	1,198,229
世田谷	0	
渋谷	0	480,000
中野	0	
杉並	0	554,000
豊島	150,000	1,400,000
北	200,000	439,800
荒川	265,360	1,326,800
板橋	0	443,500
練馬	0	
足立	200,000	4,000,000
葛飾	160,000	480,000
江戸川	400,000	2,543,200
合計	3,642,463	21,590,892
平均	158,368	938,734

< 新たな意義づけと必要性の再検討 >

以上のことから、これまで預託金の目的とされてきた「融資の呼び水」、「金融機関の負担の軽減」などという役割を見直し、新たな経済・金融情勢に適応したあり方を今後検討する必要がある。

(2) 預託金の取り扱い

< 当面の預託は見送り >

これまでの融資実績、歳計現金の余裕など区財政の状況、また、平成17年4月からのペイオフの実施を考慮し、当面は預託金の預託は行わないこととする。

< 新たな意義づけと必要性を見極めたうえで規模を検討 >

預託金の預託によって、低金利の設定、融資枠の拡大が確実にはかられる等、融資利用者にとってのメリットを明らかにするとともに、新たな意義づけと必要性を見極めたうえで、預託金の預託再開とその規模について検討することが適当である。



第3章

取り扱い金融機関

- 1 現状と課題
- 2 今後の方向性

1. 現状と課題

(1) 取り扱いを地域金融機関に限定してきた意義

< 取り扱い金融機関の現状 >

現在、区の制度融資を取り扱う金融機関は、9 信用金庫、3 信用組合、1 普通銀行の合計 13 機関となっている。

これら機関の 15 年度における貸付実績をみると、図表 3 - 1 のとおり総額約 111 億円のうち、信用金庫が 89.1% を占めている。

< 図表 3 - 1 > 金融機関別貸付状況 (平成 15 年度)

< 平成 15 年度 >

区分	金融機関名	貸付件数等		貸付金額等	
		小計(件)	構成比(%)	小計(千円)	構成比(%)
信用金庫	巣鴨信用金庫	1,983	89.9	9,909,490	89.1
	東京信用金庫				
	朝日信用金庫				
	城北信用金庫				
	西京信用金庫				
	興産信用金庫				
	東京三協信用金庫				
	東京シティ信用金庫				
	西武信用金庫				
信用組合	第一勧業信用組合	140	6.3	743,960	6.7
	全東栄信用組合				
	大東京信用組合				
普通銀行	八千代銀行	82	3.7	474,350	4.3
	合計	2,205	100	11,127,800	100

現状と課題

23区における取り扱い金融機関の状況を見ると、図表3-2のとおり都市銀行が取り扱い金融機関となっている場合が大半であり、地域金融機関に限定しているのは豊島区だけとなっている。

<図表3-2> 取扱金融機関23区の状況(平成15年度)

区名	取扱金融機関				計
	銀行	信用金庫	信用組合	政府系金融機関	
千代田	9	7	5		21
中央	7	13	6	1	27
港	8	4	2	1	15
新宿	14	12			26
文京	10	14	4	1	29
台東	15	9	6	1	31
墨田	10	6	4	1	21
江東	10	7	3	1	21
品川	8	6	3	1	18
目黒	8	9	4	1	22
大田	12	9	4	1	26
世田谷	9	7	3	2	21
渋谷	11	6	3	1	21
中野	7	9	2		18
杉並	9	10	1		20
豊島	1	11	3	1	16
北	9	8	4		21
荒川	7	8	3		18
板橋	9	9	3		21
練馬	9	13	1	2	25
足立	11	14	5	1	31
葛飾	8	12	6	1	27
江戸川	11	10	4		25
平均		9	3	1	23

豊島区における銀行は「八千代銀行」、政府系金融機関は「商工組合中央金庫」

< 利用者の利便と地域金融機関との連携重視 >

取り扱い金融機関を、信用金庫等の地域金融機関に限定してきたのは、制度融資の利用者が中小、零細事業者が過半数を占め、信用金庫等の地域金融機関の顧客層と重なるという実態を考慮し、利用者の利便に配慮してきたためと考えられる。

また、預託金制度などにより中小企業金融を支える地域金融機関の経営を支援し、中小企業の円滑な資金調達を確保しようとしてきたためでもある。

< 図表 3 - 3 > 従業員規模別申込状況

従業員数(人)	申込数計		
	小区分	中区分	大区分
0	233	1,362	1,822 (95.4%)
1～5	1,129	(71.3%)	
6～10	295	295 (15.4%)	
11～15	104	165 (8.6%)	
16～20	61	42 (2.2%)	
21～25	31	67 (3.5%)	
26～30	11		
31～35	7		
36～40	6		
41～45	5		
46～50	7	21 (1.1%)	
51～55	6		
56～60	8		
61～65	0		
66～70	1		
71～75	2		
76～80	0		
81～85	0		
86～90	3		
91～95	0		
96～100	0	1 (0.1%)	
100超	1		
計	1,910	1,910 (100%)	1,910 (100%)

・個人

従業員数	申込数計
0	151 (24.7%)
1～5	434 (70.9%)
6～10	24 (3.9%)
11～15	3 (0.5%)
計	612 (100%)

・法人、個人計

従業員数	申込数
0～5	1,947 (77.2%)
6～20	487 (19.3%)
21～50	67 (2.7%)
51超	21 (0.8%)
計	2,522 (100%)

(2) 制度融資の改善を見据えた課題

< 中小企業金融の変化 >

経済の活性化をはかるため、中小企業への円滑な資金調達が改めて重要視され、中小企業金融の分野には地域金融機関に加え、中小企業向け融資窓口を設けるなど都市銀行の積極的な進出が見られる。

< 図表 3 - 4 > 金融機関別の中小企業への貸出資金量の推移

(億円)

区 分	12年3月末			13年3月末			14年3月末			15年3月末		
	全国	内中小企業向け	割合	全国	内中小企業向け	割合	全国	内中小企業向け	割合	全国	内中小企業向け	割合
合 計	5,719,483	3,062,255	54%	5,581,613	3,105,078	56%	5,356,122	2,893,401	54%	5,124,019	2,672,808	52%
国内銀行	4,616,745	2,202,306	48%	4,535,402	2,294,661	51%	4,352,046	2,124,598	49%	4,148,280	1,940,262	47%
信用金庫	687,157	480,319	70%	661,876	459,366	69%	639,808	435,080	68%	626,568	415,907	66%
信用組合	130,092	94,141	72%	103,027	69,743	68%	88,671	58,126	66%	91,512	58,980	64%
中小公庫	75,399	75,399	100%	75,417	75,417	100%	75,096	75,096	100%	75,126	75,126	100%
国民公庫	99,659	99,659	100%	98,080	98,080	100%	95,858	95,858	100%	82,164	82,164	100%
商工中金	110,431	110,431	100%	107,811	107,811	100%	104,643	104,643	100%	100,369	100,369	100%

区 分	12年3月末			13年3月末			14年3月末			15年3月末		
	東京都	内中小企業向け	割合	東京都	内中小企業向け	割合	東京都	内中小企業向け	割合	東京都	内中小企業向け	割合
合 計	2,093,849	927,321	44%	2,038,588	946,073	46%	1,948,910	869,294	45%	1,844,143	789,268	43%
国内銀行	1,883,206	763,802	41%	1,836,596	790,109	43%	1,759,959	724,901	41%	1,657,668	649,697	39%
信用金庫	135,174	94,961	70%	131,381	92,088	70%	125,914	86,756	69%	124,473	83,457	67%
信用組合	20,744	13,833	67%	17,650	10,915	62%	11,712	6,312	54%	13,114	7,226	55%
中小公庫	13,698	13,698	100%	13,670	13,670	100%	13,580	13,580	100%	13,601	13,601	100%
国民公庫	10,932	10,932	100%	10,768	10,768	100%	10,652	10,652	100%	9,462	9,462	100%
商工中金	30,095	30,095	100%	28,523	28,523	100%	27,093	27,093	100%	25,825	25,825	100%

出典：東京都産業労働局 中小企業金融資料(平成15年3月末)

< 協調と競争の促進 >

これまで、制度利用者の公平性の維持や地域金融機関の経営を支援する視点から、協定利率の設定などの面で各金融機関が足並みを揃えることを重要視してきたが、今後は、各金融機関の特長を活かすことにより、融資制度の充実をはかることが必要である。

2 . 今後の方向性

(1) 改善の方向性

前記の課題に対応するため、下記の方針にもとづいて、取扱金融機関のあり方を定める必要がある。

< 利用者の利便向上 >

各金融機関へ協定利率などの面で適切な競争を促しつつ、身近で幅広い金融機関が融資制度を取り扱えることが利用者の利便につながる。

< 提案にもとづいた金融機関の指定 >

協定利率の設定にあたって「金利入札」等を検討するにあたり、各金融機関からの提案にもとづいて、融資取り扱い機関を指定する方法についても検討する。

(2) 都市銀行への取り扱いの拡大

当面、以下のとおり取扱うことが必要である。

< 都市銀行の指定 >

改善の方向性、他区の状況を踏まえ、融資制度の取り扱い機関として、都市銀行を加える。

< 指定の進め方 >

前記の「提案にもとづいた金融機関の指定」での考え方を踏まえ、意欲と熱意をもった金融機関を指定できるように検討する。



第4章

中小企業金融の動向と区の対応

- 1 新たな取り組みとその評価
- 2 資金調達円滑化に資する新たな方策

1. 新たな取り組みとその評価

(1) 資金調達円滑化に関する地域金融機関、自治体の取り組み事例

< 直接金融の支援 >

社債の発行によって資金を調達する方法のうち、特に少人数私募債は企業規模に関係なく発行でき、中小企業の資金調達手段として有効である。

文京区では発行した社債にかかる利息の一部を補助する支援策を実施している。

< 図表 4 - 1 > 少人数私募債の概要

少人数私募債とは、株式会社が少人数（50名未満）の縁故者や取引先を対象として発行する社債

定 義	縁故者に限定して直接募集したものであること	
	社債の購入者に機関投資家がないこと	
	社債権者が50人未満であること	
	一口の最低発行額が発行総額の50分の1より大きいこと	
	募集総額が1億円未満であること	
	社債発行日の翌日から償還期日までの利息を毎年1回以上社債権者に支払う旨を社債募集要項に記載していること	
	社債発行時に取得した者から他の不特定多数の者へ譲渡される恐れがないこと 無担保社債であること	
利 点	資金繰りの向上	金融機関から借入を行うと、返済月の初めから利息・元本を支払うことになる。しかし、社債の場合、償還日まで元本を支払わないので、結果、資金繰りがよくなる
	節税	少人数私募債は社債であるため、その利息は利子所得として利子を支払う側が源泉徴収する。つまり高額所得者であっても他の所得と合算されることなく、所得税15%、住民税5%となる（参考：所得税最高税率37%）

出典：群馬県ホームページ他

< 図表 4 - 2 > 文京区の事業概要

< 少人数私募債発行支援事業 社債利息補助 >

社債利息補助対象者	株式会社のうち、中小企業基本法に規定する中小企業であること 区内に営業の本拠および登記上の本店を置いていること 区内で創業したこと（但し、区内で創業していない会社であっても、区内で引き続き1年以上営業を行っている場合は対象） 文京区中小企業等資金融資あっせん制度の利用対象業種を営んでいること 前年度の住民税および事業税を完納していること 許認可等を要する業種を営んでいる場合は、当該許認可等を受けていること 交付申請をした日から2ヶ月以内に少人数私募債の募集及び発行をすることができる見込みがあること 発行する少人数私募債の償還及び利息の支払いについて十分な返済能力を有すること
資金の用途	少人数私募債発行によって調達する資金は、事業のために必要な資金に限る
留意事項	少人数私募債の募集の際、自社の事業内容及び今後の事業計画に関する重要な事項を応募者に十分に説明し、承諾を得た上で発行するようにすること 少人数私募債の募集、発行及び引受けについては、発行会社と応募者（社債権者）の責任の下に行い、区は一切の責任を負わない
利息補助の概要	社債の補助対象額は、少人数私募債の発行額とし、その限度額は3,000万円とする 補助金を交付する期間は、申請者が少人数私募債を発行した日の翌日から2年間とする。但し、償還期間が2年に満たないときは、償還期日までとする 補助金額は、の限度額以内に補助率最大2%（予定）を乗じて得た額とし、社債の発行の日の翌日から1年経過ごとに算出し、年1回補助する。この場合において、発行する少人数私募債の利率に関わらず、申請者が少なくとも年利1%を負担するよう補助金の額を定めるものとする

出典：文京区ホームページ「文京区少人数私募債発行支援事業 社債利息補助のご案内（2）」

新たな取り組みとその評価

東京都は、優れた発想力や高い技術力を持った中小企業の資金調達を支援するため、「東京都債券市場」の仕組みをつくり、証券化の手法によるCLO（ローン担保証券）CBO（社債担保証券）を実施し、市場からの資金調達を可能とした。

<図表4-3> 債券市場構想

中小企業の大多数は、資金調達を金融機関借入などの物的担保が必要とされることがある間接金融に依存しており、優れた発想力や高い技術力を持った企業でも十分な資金調達ができない例がある。いわゆる優秀で元気のある中小企業に直接金融の道を拓く「債券市場」の仕組みを構築し、円滑な資金調達を可能にすることで中小企業の振興につなげ、ひいては産業の活性化に寄与しようというのがこの構想である。

具体的な手法	手 法	メリット
CLO(ローン担保証券)	融資債権を裏付けとした証券を投資家に販売することで、金融市場から資金を調達する	<ul style="list-style-type: none"> 借入の形を介すが、金融市場（投資家）からの資金を呼び込めることにより、資金調達の多様化が図れる 将来、単独で社債発行等を行う前の、直接金融への第1ステップとなる 無担保、長期融資のため、資金繰りの安定化が図れる
CBO(社債担保証券)	中小企業が発行する社債を束ね、投資家に販売することで、金融市場から資金を調達する	<ul style="list-style-type: none"> 安定した資金調達が図れる（返済は期日一括返済/利払いは6ヶ月毎後払い/固定金利により調達時にコストが確定） 企業としてのステイタス・信用力向上効果が期待できる 上場に向けての第一歩として意義あり

出典：東京都債券市場構想ホームページ

<図表4-4> 調達実績

・平成11年度以降5回の債券発行を実施
 ・累計約9,000企業
 ・発行総額3,800億円超

	第1回(12年3月)	第2回(13年3月)	第3回(14年3月)	
			A方式	B方式
発行金額	694億2,500万円	324億8,400万円	830億8,200万円	50億1,600万円
			合計880億9,800万円	
参加企業数	1,715社	952社	2,313社	176社
			合計2,489社	
中核金融機関 窓口金融機関	富士銀行 ほか11行 信金しんたく+マルチア証券 都内全信用金庫	三和銀行+東海銀行 ほか9行 都内全信用金庫	三井住友銀行 ほか6行 都内全信用金庫 商工中金	BNPパリバ証券 + 東京スター銀行
融資金利	3.14%(オールイン)	2.67%(オールイン)	2.47%(オールイン)	平均2.92%
発行方式	私募ABS方式	公募ABS方式	私募ABC方式	私募ABS方式
期間・返済条件	3年・期限一括返済		5年 2年据置後分割返済	1年/2年/3年 一括・分割選択
融資金額	最大5,000万円/1社		最大8,000万円/1社	最大5,000万円/1社
トピックス	日本初の行政主導の 債券発行・証券化事業	公募販売方式導入 /より直接金融に	過去最大の 資金供給実現	日本初の財政負担なし スキームの実現

	第4回(15年3月)		
	A方式	B方式	C方式
発行金額	460億6,600万円	520億4,500万円	150億6,000万円
		合計1,131億7,100万円	
参加企業数	688社	1,426社	189社
		合計2,303社	
中核金融機関 窓口金融機関	三井住友銀行	みずほ銀行 ほか5行 都内全信用金庫 商工中金	みずほ銀行
融資金利	平均2.93%(オールイン)	2.807%(オールイン)	2.57%(オールイン)
発行方式	私募ABC方式	公募ABS方式	公募ABS方式
期間・返済条件	3年 1年据置後分割	5年 2年半据置後分割	2年・期限一括
融資金額	最大1億円/1社	最大8,000万円/1社	最大1億円/1社
トピックス	財政負担なしCLO	改良・進化したCLO 行政主導で	日本 初のCBO

	第5回(16年3月)		
	A方式	B方式	C方式
発行金額	415億4,000万円	343億1,800万円	44億円
		合計802億5,800万円	
参加企業数	344社	1,093社	111社
		合計1,548社	
中核金融機関 窓口金融機関	UFJ銀行	三井住友銀行 ほか4行 都内全信用金庫 商工中金	東京都民銀行 東日本銀行 八千代銀行 日興シティグループ証券
融資金利	(期間多様型のため)	約2.5%(オールイン)	約2.6%(オールイン)
発行方式	私募ABC方式	公募ABS方式 私募ABC方式	私募ABS方式
期間・返済条件	6か月/1年/2年 一括・分割選択	5年 2年据置後分割	2年・期限一括
融資金額	最大10億円/1社	最大8,000万円/1社	最大1億円/1社
トピックス	期間多様型CLO	都民向けCLOを発行	日本初 地方銀行参加型CBO

ABS...資産担保証券
 ABCP...資産担保証コモディシャルペーパー(1年未満の短期のもの)
 各回毎のA-C方式に共通点はなく、その回ごとの区分けである

累 積	
発行金額	3,837億3,600万円
参加企業数	9,007社

出典：東京都債券市場構想ホームページ

新たな取り組みとその評価

< 担保の多様化 >

土地など物的なものに偏りがちであった担保の多様化が進んでいる。

横浜銀行や東京都民銀行では、特許権やソフトウェア著作権を知的財産として担保とする融資制度を創設している。

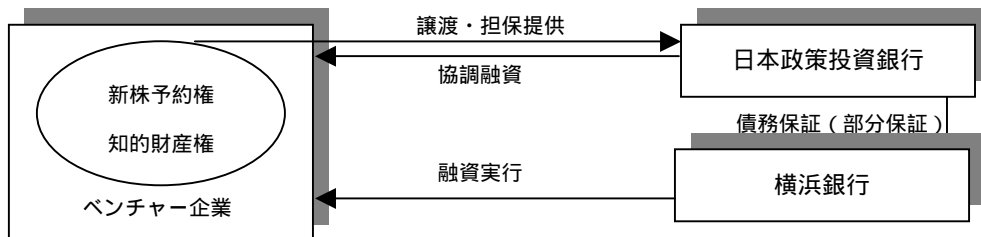
< 図表 4 - 5 > 知的財産権担保融資

物的担保（土地、建物などの不動産）信用力が不足しているベンチャー企業では、通常、金融機関からの借入は非常に困難である。このような企業に対し、市場性のある特許権や著作権等の知的財産権を担保として融資を行う、この融資を「知的財産権担保融資」と呼んでいる。

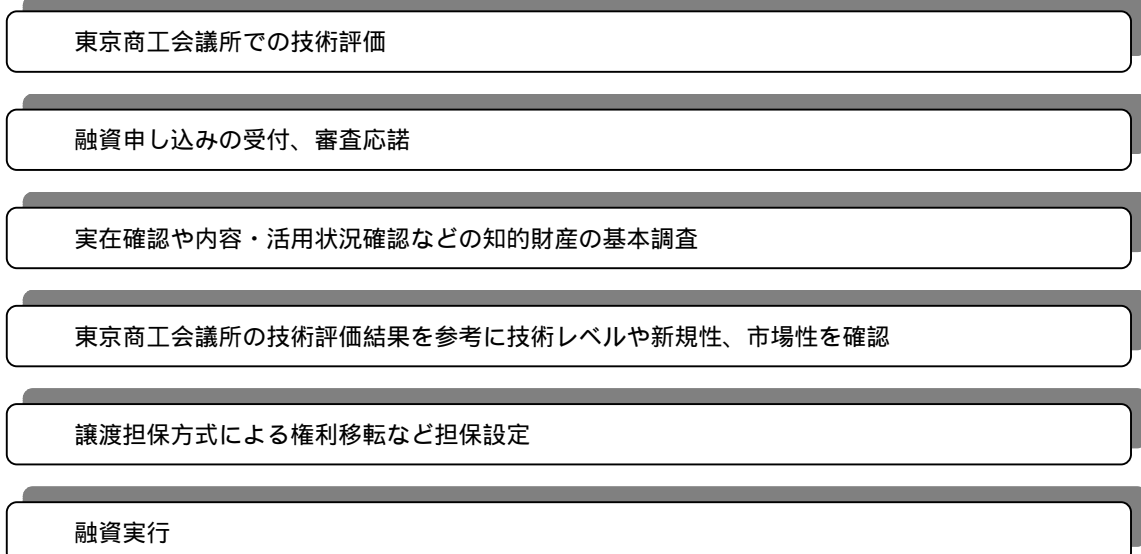
東京都の例

担保となる知的財産権の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成立済特許権 ・ 出願中の特許（原則として出願公開前は、担保の対象にならない） ・ プログラム著作権（コンピュータプログラム）、コンテンツにかかる著作権 ・ その他の知的財産権
評価方法	当該知的財産権等をベースとした「事業」の予想キャッシュフローの現在価値

横浜銀行と日本政策投資銀行との業務協力協定による例



東京商工会議所の「東商テクノネット技術評価事業」を通じ東京都民銀行から特許権を担保にした開発融資



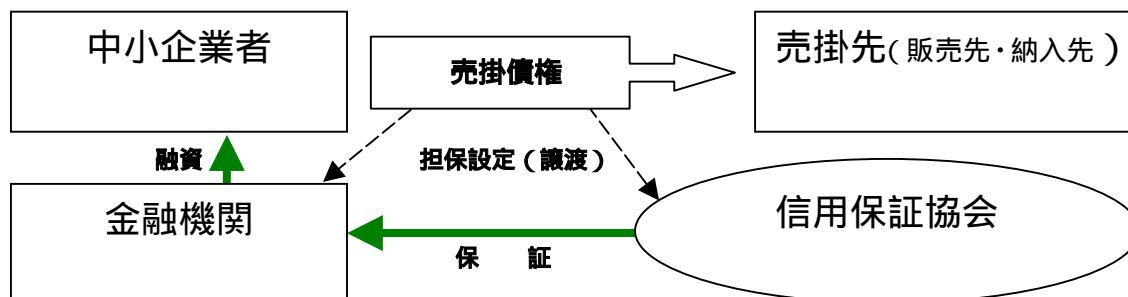
出典：日本政策投資銀行ホームページ、横浜銀行ホームページ、東商ニュースラインより

新たな取り組みとその評価

売掛債権を担保とする融資制度は、信用保証協会が平成13年12月から保証を実施しており、利用額は大きく伸びている。

<図表4-6> 売掛債権担保融資補償制度の推移

仕組み



実績 (累計)

単位：件 / 千円

	合 計	
	承諾件数	融資実行額
平成13年12月末	2	2.4
平成14年1月末	8	5.0
2月末	39	28.0
3月末	208	1,330
4月末	286	2,040
5月末	424	3,060
6月末	1,208	6,130
7月末	1,556	7,860
8月末	1,915	9,540
9月末	2,995	12,370
10月末	3,382	13,900
11月末	3,791	15,350
12月末	4,587	17,180
平成15年1月末	4,939	23,570
2月末	5,423	24,990
3月末	6,451	27,450
4月末	6,747	28,720
5月末	7,074	30,130
6月末	7,531	31,870
7月末	8,032	34,010
8月末	8,602	36,250
9月末	9,389	38,760
10月末	9,780	40,620
11月末	10,057	41,870
12月末	10,479	43,770
平成16年1月末	10,764	44,840
2月末	11,174	45,980
3月末	11,867	48,180
4月末	12,263	49,580
5月末	13,038	51,540
6月末	15,040	54,140
7月末	17,124	56,990

出典：中小企業庁ホームページ

新たな取り組みとその評価

また、公共団体からの委託などを行うNPOに対し、後払いされる助成金や委託料などを担保とした「NPO事業支援ローン」が、多摩中央信用金庫、奈良中央信用金庫、水戸信用金庫などによって導入されている。

< 図表 4 - 7 > NPO事業支援ローン

	多摩中央信用金庫 (平成15年6月23日現在)	奈良中央信用金庫 (全国初 平成12より取扱)	水戸信用金庫 (平成16年9月1日現在)
対象	・地域性・社会性があり、安定した事業収入がある、もしくは今後事業収入が見込める特定非営利活動法人 ・営業地区内にて、事業をおこなっている法人を対象	奈良県または内閣府から特定非営利法人の法人認証を受け、かつ主たる事務所の所在地が営業エリアにある団体	茨城県から特定非営利法人の法人認証を受けた団体
資金使途	運転・設備	「特定非営利法人」設立後の活動資金、設備資金	運転・設備
融資金額	500万円以内(10万円単位)	300万以内	500万円以内
融資期間	5年以内	証書貸付：最長5年 手形貸付：最長6か月	1年以内
返済方法	一括払い(手形貸付)、毎月元金等返済、元金均等返済	元金等返済方式	一括払い(手形貸付)元金等返済方式
金利	国または地方公共団体等からの受託業務に関するつなぎ資金は、固定金利年1.0% その他は固定金利年3.0%を上限	固定金利年2.80%	国または地方公共団体等からの受託業務に関するつなぎ資金は、固定金利年1.0%つなぎ資金は2.5%
担保	担保：原則として不要	不要	不要
保証人	代表者1名を含む役員2名	法人代表者を含む連帯保証人2名以上	法人代表者を含む連帯保証人2名以上
必要書類	定款 法人登記簿謄本 事業計画書 決算書類 設立後1年未満の場合：国、都道府県に提出する事業計画 収支予算書 その他当金庫が必要とする書類	借入申込書 定款 法人登記簿謄本 事業計画・収支予算書(法人設立当初時) 事業報告書 貸借対照表 収支計算書(翌年度以降) 財産目録 職員名簿、連帯保証人の所得証明等当金庫が必要とする書類 奈良NPOセンターの推薦状(必須条件ではない)	借入申込書 定款 法人登記簿謄本 事業計画 収支予算書 事業報告書 貸借対照表 収支計算書(翌年度以降) 財産目録 調査票
その他	申込に際し事前審査あり。結果により融資不可の場合あり		

出典：多摩中央信用金庫、奈良中央信用金庫の各ホームページより

< 独自の債務保証 >

江戸川区では「小規模特別融資」を設け、信用保証協会の保証によらず、区が独自に債務を保証する融資として実施している。

板橋区は、中小企業振興公社により債務を保証する融資制度としていたが、債務不履行の件数が増加し、区の負担が過大となったことなどにより、信用保証協会の保証を条件とした融資制度へと変更した。

豊島区においては、独自の債務保証として、「小口緊急資金」、「不況対策臨時特別資金」を実施してきたが、債務不履行が多数発生したことなどにより、廃止した。

< 図表 4 - 8 > 小口緊急資金の概要

対象：従業員数が商業関係で4人以下、工業関係で10人以下の個人、企業
 条件：商品、原材料の仕入れ、手形決済、人件費の支払い、その他緊急に資金を必要とするもの等
 融資限度額：150万円 返済期間：36ヶ月(据置6ヶ月)
 利率：7.6%(区負担2.1%) (利率等は60年度現在)

年度	貸付金額		損失補償金額	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
52	36	17,750		
53	94	67,300		
54	84	77,400		
55	46	41,110		
56	106	113,980		
57	34	41,860		
58	37	45,150		
59	18	22,250		
60	11	16,000		
61	12	17,500		
62	17	23,700		
63	2	4,000		
1	3	6,000		
2	1	2,000		
4	1	1,500		
合計	502	497,500	48(9.6%)	39,466(7.9%)

< 図表 4 - 9 > 不況対策臨時特別資金の概要

対象：従業員数が商業関係で4人以下、工業関係で10人以下の個人、企業
 条件：事業経営上緊急に必要な運転資金であること等
 融資限度額：200万円 返済期間：84ヶ月(据置12ヶ月)
 利率：4.0%(区負担3.0%) (利率等は5年度現在)

年度	貸付金額		損失補償金額	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
5	175	344,300		
6	366	709,260		
7	28	51,742		
合計	569	1,105,302	88(15.5%)	119,211(10.8%)

(2) 有効性等の視点からみた取り組み事例の評価

前述までのとおり、資金調達の円滑化に関する金融機関、自治体の取り組みは活発化してきているが、これらの取り組みについて、豊島区での活用を念頭に次のように評価することができる。

< 直接金融の支援 >

間接金融の行き詰まりなどから、企業の直接金融への取り組みを支援することは有効である。ただし、広く市場からの資金調達を行う仕組みは、一定の規模を確保する必要があり、都道府県など広域的な対応がふさわしい。

< 担保の多様化 >

地価の下落などの状況から、物的な担保によらない融資の創設は歓迎すべき動向である。特に、今後、区との協働の促進が期待されるNPOに対する融資については、地域における多様で幅広い公益活動を促すうえで、早急に制度化されることが重要である。

自治体においては、今後、金融機関における取り組みを支援し、連携する対応が必要である。

< 独自の債務保証 >

資産デフレによる信用保証枠の縮小などにより、自治体が独自の債務保証により融資を実施することは、既存企業等の経営維持などの面で有効である。

反面、債務不履行によるリスクの負担懸念があり、投入する資金が税で賄われることを十分に踏まえた慎重な対応が必要である。

2 . 資金調達円滑化に果たす基礎的自治体の役割

(1) 資金調達円滑化に果たす基礎的自治体の役割

中小企業金融を巡る様々な動向と事例の評価を踏まえ、中小企業の資金円滑化のための新たな手法を検討するに際し、豊島区を含む基礎的自治体が果たすべき役割は次のとおりと考えられる。

< 多様な資金調達手段 >

間接金融一辺倒から直接金融への動きを支援するなど、中小企業の資金調達手段の多様化に対する取り組みを活発化させる。

< 金融機関との協働の促進 >

自治体の政策目的の達成と金融機関の顧客拡大とを重ね合わせ、双方にとってメリットがあり、利用者の状況に対応できる融資について研究が必要である。

< 適度なリスク負担 >

信用保証の現状、金融審査の実態などから、中小企業の資金需要に応えるためには、自治体も適切な範囲内で一定のリスク負担が必要である。

(2) 豊島区が採用を検討すべき新たな方策

< 少人数私募債の発行支援 >

文京区方式を参考に、中小企業が取り組みやすい仕組みづくりを検討する。

< NPOに対する融資制度の創設と利子補給 >

NPO活動の活発化、活動支援の有効性などから、区と金融機関が協働して、NPOに対する融資制度を創設する必要がある。その際、区は利子補給を実施するなど、積極的な役割を果たすことが重要である。

< 事業再生特別資金の創設 >

これまで、堅実な業績を上げてきたが、資産デフレの影響などにより、信用保証協会の保証などが得られず、金融機関から融資が受けられない有望な事業者に対し、円滑に資金を供給するため、区と金融機関とが協働した枠組みとして「事業再生特別資金」を創設することが有効である。

この制度は、区と金融機関とが双方で審査し合ったうえで融資を決定するとともに、債務不履行の場合は損失を分担するなどの仕組みとし、お互いの相対的なリスクを低減させるようにする。

そうすることにより、対象事業者は、区の債務保証を「呼び水」として、「実質的な信用枠」を拡大させることができ、真に必要な融資が受けられることになる。

この融資により、対象事業者の経営の維持・改善がはかれる可能性が大きくなり、地域経済へ与える効果が大きいと考えられる。

< 図表 4 - 10 > 事業再生特別資金

対象者	金融機関顧客のうち、信用保証協会による保証が受けられない事業者 融資により、経営の維持・安定をはかることができるもの
対象者の選定	金融機関からの紹介 区の有識者による審査会
リスク負担	金融機関と区が1/2ずつを負担
融資の実行	区の債務保証をもとに対象事業者へ融資を実行 利率、限度額、期間は提携する金融機関と協議の上決定

< 経営事業計画の作成支援 >

一般に融資を受けるためには、財務状況を正確に記載した財務諸表が必要となる。中小・零細企業においては、財務諸表の整備がおろそかになる傾向があり、このことが障害となって融資が受けられないという実態がある。

資金調達の円滑化の面からも、中小・零細企業の財務諸表の整備、経営事業計画づくりへの支援が重要であり、区が関係団体（会計士会、税理士会、中小企業診断士会など）と協力しながら、支援することが有効である。



第5章

その他

- 1 融資制度等の事業効果測定
- 2 金融相談のあり方

1 . 融資制度等の事業効果測定

(1) 事業効果把握の現状と課題

<現状と問題点>

区の制度融資は、年間2,000件を超える利用があるが、区自らがその効果を直接的に測定することはなかった。

間接的には、毎年、融資を利用した者のうち、希望する者（起業資金利用者は全員）に対し、経営診断を実施している。また、産業振興計画の策定にあたり、中小事業者に対するアンケートにおいて、区の施策に関する要望の設問を設け、それに対する回答のなかに融資制度に関するものが寄せられている。

また、区と産業団体との意見交換の機会に、制度に関する要望等を聴取している。

<図表5 - 1> 経営診断の推移

年 度	希望診断件数	起業・多角化診断件数	合 計
12年度	30 件	34 件	64 件
13年度	23 件	52 件	75 件
14年度	28 件	43 件	71 件
15年度	17 件	33 件	50 件

さらには、融資の申し込みを受け付けている商工相談室において、利用者の状況などを把握している。

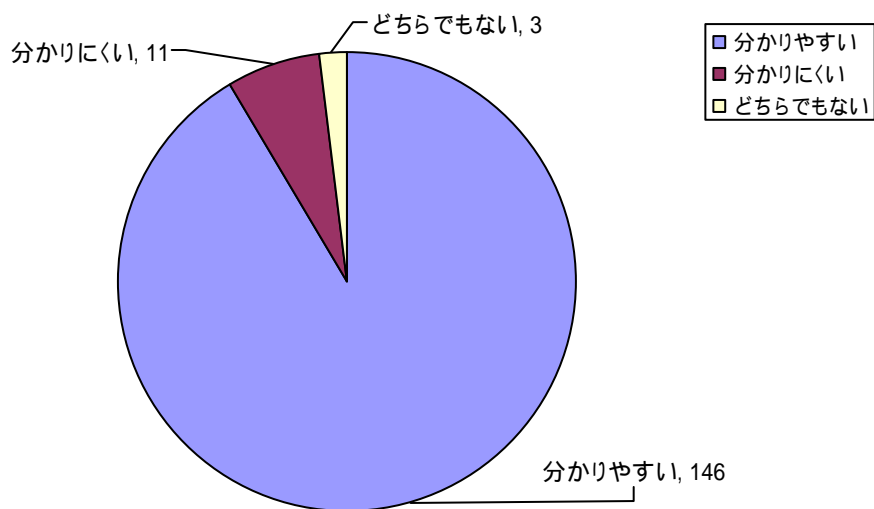
しかしながら、利用者に関する詳細な情報の把握・分析が不十分となっており、特に貸付後の事業者の情報については殆ど無く、事後の効果測定がなされていない状況である。

< 図表 5 - 2 > 中小企業相談室に関するアンケート調査の概要

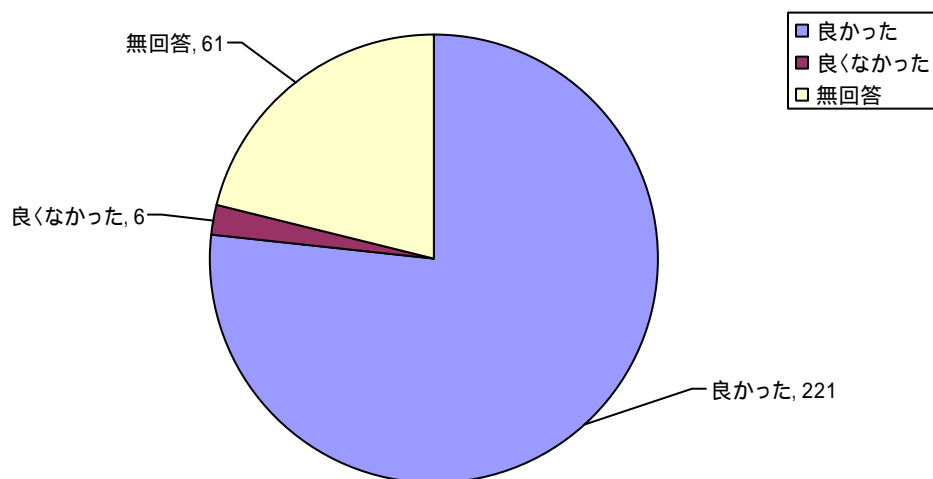
1. 調査目的・・・区内中小企業の振興施策の一環として設置している中小企業相談室について、利用者の実態、相談サービスの実効性等について把握する。
2. 実施時期・・・平成16年9月16日～10月15日
3. 調査対象・・・中小企業相談室に相談を受けに来た方
中小商工業融資の紹介状の発行希望者
4. 回答総数・・・160件

内訳	相談のみ分	113件
	紹介状発行者分	47件

設問・・・豊島区の制度融資は分かりやすいですか？



設問・・・相談室や係の対応はいかがでしたか？



< 事業効果測定の課題 >

行政サービス全般において事業効果や成果、コストパフォーマンスが厳しく求められており、融資制度についても、これらに適切に対処する必要がある。

利用者の動向を常に詳細に把握、分析するとともに、貸付後の状況についても、金融機関等の協力を得るなどして利用者実態を把握する必要がある。

その上で、融資制度の効果や成果を把握するとともに、制度全般に対する課題、資金種別や貸付限度、利率等についての課題を整理し、制度の改善、充実に結びつけるサイクルを確立する必要がある。

(2) 事業効果測定の考え方と具体的な手法

< 事業効果測定の考え方 >

融資制度の事業効果を有効に測定するためには、申し込み状況の詳細な把握に加え、貸付後の状況把握に重点を置くことが重要である。

資金を借り入れた時点の経営状況等から、経営内容がどのように変化してきているのか、資金が事業経営にどの程度寄与しているのか、などについて把握することが有用である。

また、利用者全体の状況を測定する事項と個別の事業者のより詳細な状況を測定する事項とを併用して、事業効果を多角的に測定することも考慮すべきである。

< 具体的な手法 >

利用者全体の状況を測定するためには、対象者を抽出した定期的なアンケート調査を実施することが有効である。貸付後、一定年限を経過した利用者に対し、経営状況の変化など中心にした設問によって構成される調査を定期的に行い、利用者全体の動向を把握する必要がある。

個別の事業者のより詳細な状況を測定するためには、商工相談員などによる個別ヒヤリング調査を実施し、アンケート調査では盛り込むことができない事業経営内容や事業者の意向などについて把握することが期待できる。

また、アンケート調査とヒヤリング調査とを有機的に結びつけることによって、融資制度の事業効果の全体像を把握することにつながる。

2. 金融相談のあり方

(1) 金融相談の現状と課題

<相談の現状>

中小企業相談室における相談件数は図表5-3のとおり、平成15年度において5,867件であり、そのうち金融相談は3,531件と全体の60.2%を占めている。また、この相談には、商工相談員が毎日、2~3人体制で対応している。

金融相談の主な内容は、融資借入れ相談、融資申込み書の審査となっている。

融資の申し込み等にあたっては、利用者本人が来所する場合のほか、融資を取り扱う金融機関が本人に代行して来所するケースもある。

利用者の殆どは、取引金融機関を有し、日頃から資金面だけでなく、経営全般に関する情報を取引金融機関と交換しているのが一般的である

このような状況から、区の金融相談が、単なる融資申込みの窓口としてのみ機能し、事業者の円滑な資金調達に十分に寄与していない面も指摘できる。

<図表5-3> 中小企業相談室の概要

1. 商工相談の概要

融資・経営・金融・経理等の相談を商工相談員が受ける。(豊島区中小企業相談室規則)

毎週 月~金曜日 午前10時~12時 午後1時~4時30分

2. 商工相談員(非常勤職員)

中小企業診断士が毎日2~3人体制で相談を受ける。

3. 相談員の報酬

特別区の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(日額19,300円)

4. 相談実績

年度	金融	経営	経理	起業	転業	店舗	工業	その他	合計	前年比
63	1,941	8	2	8	-	0	-	927	2,886	113.8
元	2,011	12	0	8	-	0	-	1,000	3,031	105.0
2	3,109	9	0	5	-	0	-	1,223	4,346	143.4
3	3,350	7	2	5	-	1	19	1,162	4,546	104.6
4	5,024	11	0	1	-	0	67	1,994	7,097	156.1
5	6,262	1	0	0	-	0	51	2,440	8,754	123.3
6	5,838	1	0	0	-	0	25	2,247	8,111	92.7
7	5,255	90	13	118	-	47	61	2,639	8,223	101.4
8	4,729	42	12	152	8	54	104	2,490	7,591	92.3
9	4,400	54	1	276	34	47	63	2,476	7,351	96.8
10	5,491	43	1	322	47	32	3	3,057	8,996	122.4
11	5,090	32	2	499	23	13	0	2,143	7,802	86.7
12	4,076	60	0	594	61	6	0	1,826	6,623	84.9
13	4,078	15	14	463	41	22	2	1,610	6,245	94.3
14	3,798	8	7	426	26	9	1	1,789	6,064	97.1
15	3,531	6	2	467	19	8	1	1,833	5,867	96.8

1 起業・転業相談は、平成8年度までは独立開業・事業転換相談。

2 金融の主なものは融資借入れ相談、融資借入れ申込み書の審査等である。

5. その他の相談の概要

労務相談：毎週月曜日 午後1時~4時

(社会保険労務士による労務管理・労務保険・社会保障等の相談を受けている)

東京信用保証協会職員による相談：毎月第3水曜日 午前10時~12時

< 金融相談の課題 >

制度融資の申し込み方法は、現在、中小企業相談室において一括で受け付けることとしている。

今般の制度改革により、資金種別、協定利率、利子補給などが大きく見直されることになれば、この申し込み方法についても、利用者の実態や融資制度の仕組みを考慮し、改善されるべきである。

具体的には、申し込みは、直接、区の窓口又は金融機関の窓口で行えるようにし、中小企業相談室へは来所しないで受け付ける方法を考慮すべきである。

融資制度の説明や書類の審査は、一定の資格を有した相談員によらなくても実施できると考えられる。

このような状況を想定すると、金融相談は従来の定型的な相談にとどまらず、中小事業者の円滑な資金調達を支援する相談機能として、新たな役割と業務を備える必要がある。

(2) これからの金融相談のあり方

これまでの区の融資制度を説明する機能に加え、東京都及び政府系金融機関の融資制度の案内、説明の機能を強化し、公的融資制度の案内窓口とする必要がある。

また、経営事業計画の作成支援の窓口として、中小零細事業者の財務会計資料の整備など支援を通じ、金融機関からの融資を受けやすくする指導を行うことなどにより、中小事業者の円滑な資金調達に有用な金融相談窓口とすべきである。



参考資料

豊島区融資制度検討会 設置要綱

豊島区融資制度検討会 委員名簿

豊島区融資制度検討会 検討経過

豊島区融資制度検討会設置要綱

平成16年 6月 29日
区 長 専 決

(設 置)

第1条 豊島区における中小商工業者の資金需要に対して適切に対応できるよう、融資制度のあり方を検討するため、豊島区融資制度検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項を検討する。

- (1) 融資制度のあり方に関すること。
- (2) 融資資金のあり方に関すること。
- (3) 取扱金融機関のあり方に関すること。
- (3) その他検討会が必要と認めること。

2. 検討会は前項の検討結果をとりまとめ、区長に対し報告することとする。

(構 成)

第3条 検討会は13人以内をもって構成し、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員をもって構成する。

- | | |
|------------|------|
| (1) 学識経験者 | 4人以内 |
| (2) 金融機関代表 | 4人以内 |
| (3) 商工団体代表 | 4人以内 |
| (4) 豊島区 | 1人 |

2 前項のほか、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる検討報告とりまとめの日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の設置)

第5条 検討会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、検討会を統括し、検討を行う。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 検討会は、必要に応じ、会長が招集する。

(庶 務)

第7条 検討会の庶務は、商工部生活産業課が行う。

(委 任)

第8条 検討会の運営その他について、この要綱に定めのない事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

豊島区融資制度検討会 委員名簿

番号	区分	氏名	役職等	備考
1	学識経験者 (4名)	山口 義行	立教大学経済学部 会計ファイナンス学科 教授	会長
2		徳永 潤二	和光大学経済学部経済学科 専任講師	会長代理
3		太田 龍雄	豊島区中小企業診断士会 会長	
4		武智 周作	東京信用保証協会池袋支所 副支所長	
5	金融機関 代表 (4名)	折江 宏道	巣鴨信用金庫融資部 副部長	
		坂口 登志男	東京信用金庫本店営業部 融資課長	平成17年 10月6日 迄
6		山田 眞也	東京信用金庫本店営業部 融資課長	平成17年 10月7日 から
7		長尾 能邦	国民生活金融公庫池袋支店 融資第一課長	
8		植原 啓三	みずほ銀行池袋支店 渉外1課長	
9	商工団体 代表 (4名)	山本 芳生	東京商工会議所豊島支部 事務局長	
10		脇 龍太郎	豊島産業協会 副会長 中央理化工業(株) 会長	
11		星 明良	豊島区商店街連合会 副会長 池袋トキワ通り商店街振興組合 理事長	
12		長瀬 雄之	中小企業家同友会豊島支部 副支部長 (株)大倉代表取締役	
13	行政代表	齋藤 賢司	豊島区 商工部長	

順不同 敬称略

豊島区融資制度検討会 検討経過

年 月 日	項 目
平成16年 7月20日	豊島区融資制度検討会発足（区長より委嘱）
平成16年 7月20日	<p>第1回豊島区融資制度検討会 会議の運営について検定するとともに、豊島区の融資制度の現状、検討課題、今後のスケジュールについて検討を行った。</p> <p>資料1-1 豊島区融資制度検討会設置要綱 資料1-2 豊島区融資制度検討会委員名簿 資料1-3 融資制度検討会における検討課題（案） 資料1-4 融資制度検討会検討スケジュール（案） 資料1-5 融資制度検討会基本資料集 資料1-6 豊島区の産業 資料1-7 豊島区産業振興計画</p>
平成16年 9月 7日	<p>第2回豊島区融資制度検討会 検討課題の確認、融資制度の意義・役割について、融資資金について検討を行った。</p> <p>資料2-1 融資制度の意義・役割 資料2-2 融資資金 資料2-3 融資制度検討会基本資料集（追加・差し替え分）</p>
平成16年10月 7日	<p>第3回豊島区融資制度検討会 中小企業金融の動向と区への対応について、取扱金融機関について検討を行った。</p> <p>資料3-1 中小企業金融の動向と区への対応 資料3-2 「新たな融資制度の枠組み」の検討素材 資料3-3 取扱金融機関 資料3-4 融資制度検討会基本資料集（追加・差し替え分）</p>
平成16年11月 9日	<p>第4回豊島区融資制度検討会 中小企業金融の動向と区への対応及び取扱金融機関について（前回よりの続き）その他の課題、これまでの議論のまとめ等について検討を行った。</p> <p>資料4-1 5. その他 資料4-2 融資制度検討会における論議の総括整理</p>
平成16年12月 9日	<p>第5回豊島区融資制度検討会 報告書（案）について、その他について検討を行った。</p> <p>資料5-1 報告書（案） 資料5-2 融資制度検討会における論議の総括整理 資料5-3 豊島区の認証NPOの定款記載の活動分野 資料5-4 少人数私募債について 資料5-5 融資事務の流れ 資料5-6 平成17年度 豊島区商工予算の枠組み</p>
平成16年12月17日	会長より区長に報告書提出

豊島区融資制度検討会

平成16年12月

発行 / 豊島区

編集 / 豊島区商工部生活産業課

電話 (03) 5992 - 7013

Mail / chushokigyoshinko@city.toshima.tokyo.jp